

教育民生常任委員会
予算常任委員会教育民生分科会

(平成30年12月11日)

○ 伊藤嗣也委員長

おはようございます。ただいまから教育民生常任委員会を開催いたします。

昨日までの一般質問に引き続きまして、本日は委員会審査となっております。

皆様、お疲れのところとは存じますが、どうぞよろしく願いをいたします。

当委員会におきましてはインターネット中継を行っております。ご協力をいただきますようお願いいたします。

また、本日の傍聴者でございますが、市民の方4名、報道機関さんが入られておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、10月に行いました休会中所管事務調査、学校指定物品の取扱いについての報告書案及び行政視察の報告書案を会議用システムの教育民生常任委員会のフォルダ内にアップロードしております。ご意見がありましたら、12月17日月曜日までに事務局までお知らせいただきますようお願いをいたします。

次に、審査順序についてですが、教育委員会、こども未来部、健康福祉部の順で審査を行います。

なお、当委員会に付託されている請願が1件あり、審査に当たって、意見陳述の機会を設けることとしていますが、この後すぐ審査を行うこととしたいと思います。

また、当委員会に付託されている議案以外に、教育委員会より4件、健康福祉部より2件の協議会の申し入れがあります。当委員会中に取り扱いをさせていただきますが、全ての議案審査の後にまとめて取り扱いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

また、健康福祉部所管の各種審議会等の報告もありますので、これについても取り扱いをさせていただきます。

なお、委員会日程といたしましては、本日で、それから、あすは予備日となっております。非常に多くの項目を取り扱うこととなりますので、円滑な進行に努めたいと思いますので、委員の皆様におかれましては、ご協力いただきますよう、どうかよろしくお願いをいたします。

また、審査の進め方でございますが、11月22日の議案聴取会において、付託議案について、既に担当部局より説明を受けておりますので、議案聴取会で請求のあった追加資料についての説明を受け、その後、質疑に移りたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

次に、今回の委員会中に所管事務調査を行うかどうかを確認させていただきますが、ご提案はございますでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なしというお声をいただきました。

では、この委員会中には所管事務調査を行わないことといたします。

請願第2号 大矢知興譲小学校の将来予想される普通教室不足の課題解決を
求めることについて

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、これより教育委員会に関する請願の審査を行ってまいります。

当委員会に付託されている請願第2号大矢知興譲小学校の将来予想される普通教室不足の課題解決を求めることについては、12月5日に開催しました委員会の中で請願者に意見陳述をしていただくことが決定しており、本日、請願者の方に意見陳述のためお越しただいております。請願者をお呼びしますので、しばらくお待ちください。

(発言する者あり)

○ 伊藤嗣也委員長

おはようございます。委員の皆様にはお待たせをいたしました。

それでは、請願第2号大矢知興譲小学校の将来予想される普通教室不足の課題解決を求めることについてを議題といたします。

本日はお忙しいところ、ありがとうございます。私は、教育民生常任委員会の委員長の伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

当委員会にお越しいただきありがとうございます。本日は、請願の趣旨をご説明いただき、各委員より質疑をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、請願第2号について朗読を事務局に求めます。

(事務局朗読)

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

それでは、請願者の方に請願趣旨についての意見陳述を行っていただきますので、よろしくお願いたします。

なお、ご発言につきましては、挙手をいただき、私が指名をした後にご発言いただきますようお願いいたします。

○ 中森慎二委員

陳述人としてどなたが出席いただいておりますのかというのはご紹介いただけないのですか。

○ 伊藤嗣也委員長

わかりました。済みません。

まず、私から向かって右の方からでよろしいでしょうか。

大矢知地区学校建設委員会、藤本様、大矢知地区学校建設委員会会長、松永様、大矢知地区学校建設委員会、園様、大矢知興譲小学校児童保護者会代表、松田様の4名でございますが、よろしいでしょうか。

それでは、請願者の方につきましては、挙手をいただきまして、私が指名をした後にご発言をいただきますよう、どうかよろしくお願いたします。

○ 請願者(園)

先ほどご紹介いただきました園と申します。

本日は大変貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。まず、2月定例会に引き続きまして、このたびまたこのようなお願いをさせていただきます機会を与えていただきましたことに御礼申し上げます。

請願趣旨及び請願事項につきましては、先ほどお読みいただいたとおりでございますけれども、補足させていただきますと、2月定例会で現在の改築整備事業案が可決されたから、私ども地元として議論を重ねてきましたが、どうしても白紙撤回を求める反発

の声が大きく、正直申し上げまして、私どもも大変苦慮しておりました。

そういった状況の中で、8月には再度白紙撤回を求める表明を市に提出させていただきました。このころから、このまま市と地域がいつまでも対立をし続けていていいのかということとか、子供たちの学習環境を少しでもよくすることを第一に、原点に戻ってはどうかというような意見も出てきたことから、9月ごろから学校建設委員会の中に新たにプロジェクトチームをつくりまして、地元から具体的な対案を示した上で、その上で、2月の議会で採択された請願を柱にして市や教育委員会と協議していく方向性を、連合自治会や学校建設委員会、この中で丁寧に皆さんに説明をして理解を得ながら今回のような流れをつくってきました。その過程で、保護者の皆様の意向も踏まえて、今回、このようなお願いをさせていただくことになりました。

10月31日に、森市長に直接お会いして、この提案をさせていただきました。この11月、約1カ月という極めて短い時間ではありますけれども、2月定例会議会で採択していただいた請願事項を柱に、教育委員会及び学校建設委員会や保護者の皆さんといろいろ意見交換をさせていただいております。

せつかく40億円という巨額な費用を使っただけでも、やっぱり地元が納得できるものにならないといけないと思います。また、地元としても、今までのように白紙撤回しかあり得ないというような主張を捨てて、今回提案させていただいた案を軸に、市や教育委員会と協議して、地元が納得できる形で合意形成を図っていきたいというふうに考えております。

どうか、この教育民生常任委員会の皆様におかれましては、本請願にご理解とご賛同を賜りますよう、伏してお願い申し上げます。

最後になりましたが、今回の件に関しまして、森市長のご配慮に感謝したいと思っております。市長が地元の提案を聞き入れていただいて、内容を整理するようとしかるべき部署に指示をしていただいたおかげで、本日の委員会に出席させていただくことができたのではないかと思います。本当にありがとうございます。

以上で冒頭説明を終わらせていただきます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

請願者の意見陳述はお聞き及びのとおりでございます。

請願者の方に対し、委員の皆様から……。

(発言する者あり)

○ 伊藤嗣也委員長

済みません、大矢知興譲小学校児童保護者会代表、松田様。

○ 請願者（松田）

松田と申します。

ちょっと補足なんですけれども、前回参照いただいた署名活動でお出しさせていただいた世帯数なんですけれども、その後も保護者の方から賛同したいと、やっぱり今のC案の建物では、子供の安全とか、負担が大きいということが出てきまして、説明させていただいた時点では341世帯の賛同の署名をいただいていたんですが、現在387世帯にふえました。それで、これまでにふえた経緯といたしましては、今まで小学校とかは市の説明会が何度か行われましたが、幼稚園とか未就学児、これからの未来を背負うお子さんたちのほうには、やはり情報が行き渡らなかった面が多かったんですね。小学校に上がられていない親御さんたちに関しては実感がなかったんですね。個別に訪れて説明するのが一番よかったんですが、やっぱり個人情報もありますので、大矢知幼稚園、あと保育園のほう、遊び会とか、そういう集まりに出向いて、市の案を否定するわけではなく、こういう案と5階建てでこういう案があるのと増築の案がありますと、平等に説明させていただきました。

それを、わかった上で、お母様方がお子さんのことを考えて判断していただいたら結構です。やはり、どのお母さん方も、まず第一に考えるのは、子供が2年4カ月、グラウンドが使えないということが物すごく気になっていました。小学校低学年は——高学年もそうなんですけれども——やっぱり自由に走り回りたい。運動だけじゃなくて、今の学校では、高学年から低学年まで、狭い中でもまざりながらコミュニティーな形で遊んでいるんですね。それも一つのいいことだよねという話もあります。

地区のことなんですけれども、安全面とかそういうことが一番不安ということがあったので……。

まだ長くなりそうなので、ごめんなさい、じゃ、やめておきます。

(発言する者あり)

○ 請願者（松田）

世帯数は言いましたよ。世帯数はさっき話をしましたよ。言いましたよ、初めに。言いたいことはあるんですけども、またストップかけないと、済みません。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしゅうございますか。

○ 請願者（松田）

はい。

○ 伊藤嗣也委員長

他に請願者の方でご発言のある方はおられますか、よろしいですか。

それでは、先ほどはどうも失礼いたしました。ありがとうございます。

請願者の意見陳述はお聞き及びのとおりでございます。

請願者の方に対し、委員の皆様方から質疑があればお願いをいたします。

理事者への質疑につきましては、後ほど時間を設けますので、その際をお願いをいたします。

○ 荒木美幸委員

お願いいたします。

本日はわざわざお越しをいただきましてありがとうございます。

まず、今回の請願の内容についてなんですけれども、私も拝見をさせていただきまして、これまでの市の方針を大きく変えるということになるかもしれない内容でありますので、非常に重い内容であるということはず認識をさせていただいております。

そして、40億円かけての大改築ではなくて、経費節減の案をお示しいただいたということについてのご苦勞については大変感謝をいたします。ありがとうございます。

その上で、何点か確認をさせていただきます。

今ご紹介のように、現在の在校児童の総世帯数の604世帯のうち、一番直近のというこ

とで387世帯の賛同を得ているということと……。

○ 請願者（松田）

353世帯です、小学生。トータルが387世帯で……。

○ 荒木美幸委員

じゃ、一応質疑をいたしますので、訂正をしていただいて結構でございます。

この請願どおりいきますと、この請願の段階では11月30日現在で、在校児童の総世帯数604世帯のうち309世帯——この数字が少し変わっていると思いますが——の賛同、さらには大矢知幼稚園ということでも未就学のお子さんの世帯、これが38世帯のうち29世帯の賛同を得ているというデータをいただきました。

ご存じのように、今年度当初には教育委員会がアンケート等を行って、皆さんのお声をきちんと受けとめるアンケートをされているのはご存じかと思いますが、そういったアンケートと比べるのはちょっと無理があるのかなと思いますけれども、しかし、このデータをもって、非常に多くの総意というふうに受けとめるのには少し数が少ないのかなという印象を実は持っております。

そこで、実は大矢知地区には、近隣に大きな私立の幼稚園が何園かございます。主なもので四つあると思いますが、例えば未就学児のデータとして、今の年少児が平成34年の2年生になります。私立は2歳児も受け入れていますので、2歳児の子供が平成34年の時点で1年生になるわけなんですけれども、そういった私立幼稚園の未就学児に対してのリサーチというのはなぜ行わなかったのかという点をまずお聞きしたいと思います。

○ 伊藤嗣也委員長

ご質疑に対して、松田様、お願いいたします。

○ 請願者（松田）

先ほどは失礼しました。

確かに、まず、小学校の総世帯数604世帯に対して353世帯で、大矢知幼稚園に対しては38世帯中29世帯ですが、38世帯のうちの31世帯にふえています。この数字なんですけれども、大矢知幼稚園の保護者の方というのは、ご兄弟が小学校にみえる方がいるので、小学

校の世帯数に合わせずに、幼稚園を優先させて数字としては出させてもらっています。

あと、私立の幼稚園、保育園に関しましては、個人情報で、どの方がというのがわからないので、あえて、どういうふうに動いたらいいのかがわからなかったんです。

○ 伊藤嗣也委員長

手を挙げていただいて、当てさせていただきますので、もう少し落ちついてよろしくお願ひいたします。

荒木委員、よろしくお願ひします。

○ 荒木美幸委員

個人情報に配慮したということで行えなかったということで、では、例えば私立幼稚園にどのぐらいの園児さんがいらっしゃるかの数を教えていただけますか。

○ 請願者（松田）

済みません。それもデータを伺おうと、欲しいなと思って確認しようとしたんですが、それもやっぱり個人情報ということで教えていただけなかったもので、把握はできていません。

○ 荒木美幸委員

私の個人的な調査ですけれども、大矢知地区のお隣にある、ある大きな私立のマンモス幼稚園の今、年少児が6クラス173人、年中、年長を入れて約500人、プラス2歳児のクラスがあります。それぐらい大きな数の中で、少なくとも――データは私もわかりかねますが――かなり多くの人数の子たちが大矢知興譲小学校に通うであろうデータだと考えますと、そういったところから、個人情報というのには確かにあるかと思ひますけれども、やはり声を吸い上げられないというのは少しどうなのかなというのを、まず、これは印象として私の感じているところでございます。これをやっていただくかどうかについては、もちろん無理もあるかと思ひますので、あくまでも私の印象としてお話をさせていただきます。続けてよろしいでしょうか。

○ 伊藤嗣也委員長

はい。

○ 荒木美幸委員

それと、もう一点なんですが、実は今回の議会で、この後協議会がありますが――協議会の内容が大矢知興譲小学校の内容であるということは、私、昨日の夕方に知ったところなんですけれども――実は、既に自治会の案として、重要回覧が地域に回っているようでございます。実は私のもとにも、これはどういうことなのというような声が二、三上がっておりまして、私のほうにファクスで内容を送ってくださった方もおりました。まだ決定をしていない内容について、地域の自治会を通して回覧したということについての意味を教えてくださいませんか。

○ 請願者（園）

この回覧をごらんになっていただきますと、非常にイラストを入れたりして、どちらかというところとわかりやすいといえますか、そういう回覧になっていると思うんですけれども、今回の案件に関しまして、やはり、保護者と、それから未就学児童の保護者、この世帯に我々の計画をよく周知させること、それと賛同していただくことが大事ということであって、こういう回覧を回しました。

○ 荒木美幸委員

わかりました。ありがとうございます。

実は、その中に写真つきで、木造2階建ての増築という写真が載っているというのを私も確認させていただいたんですが、今回の請願文書の中には、大矢知興譲小学校の将来予想される普通教室不足について、校舎の全面改築ではなく、教室の増築（トイレの大規模改修を含む）で対応するしかなく、木造校舎云々という文字等はないのですが、この辺の説明はどのようにしていただけるのでしょうか。

○ 請願者（藤本）

藤本です。よろしくお願いします。

今回の提案、発案をさせていただいたのは私なんですけれども、増築棟を木造で提案させていただきました。ただ、ここの請願の趣旨に載っていないというのは、実は、提案を

して、10月の末、この計画が何とか軌道に乗らないかということで、具体的な検討を教育委員会の技師の方たちとかと何度かお打ち合わせをさせていただく中で、最終的に結論といたしますか、構造の結論を出すのは市の教育委員会の規格に合った形で決定されるべきことだと思いますので、そこに関して、建物の構造に関してはここには具体的に明記はされておりませんが、基本的には木造で可能であれば進めてまいりたいというふうには思っております。

以上です。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。

では、次の質問をさせていただきますが、今回の案につきましては、先ほどご説明にもありましたように、子供たちの学習環境をよくする——これは共通のもちろんテーマですが——そういったことで大変ご足労いただき、お考えいただいたと思います。

しかしながら、この案ですと、プールであったりとか、体育館の課題というのは解決されないままの状況であり、さらには2階建ての増築案を見ますと、かなり、今の校舎からいいますと、さらに子供たちの教室が遠くなると考えますと、例えば現状でも、今、教室で水着にかえて、5分から10分歩いてプールに行き、短い時間のプールの活動をして、また5分から10分かけて帰ってきて教室で着がえるといったようなことを考えますと、これではプールや体育館の問題というのは解決できないのかなと思いますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○ 請願者（藤本）

おっしゃるとおりだと思います。当面の間、現状とかわらない利用環境になるというのは、この案の課題でもあると思いますけれども、増築で対応するという限りは、数十年続いてきたこのプールと体育館の問題は現状のままという形にならざるを得ません。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございました。

今、当面の間とおっしゃいましたが、当面の間ということは、その先にこのプールを何かどうにかしたいというようなお気持ちがあるのかどうかだけお伺いします。

○ 請願者（藤本）

当面といたしますか、プールの位置は変わりませんので、更衣室を改良したりとか、そういう少しでも環境のよくなるような考慮にとどまると思います。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。

もう一点、お聞かせください。

5階建ては安全の面から危惧をされるという状況でございますが、例えばこれが4階建てならどのようにお考えになられますか。

○ 請願者（園）

4階建ても、実は私ども余り経験がございませんので、5階建てよりはいいだろうというふうには思う程度の理解でございます。

○ 荒木美幸委員

最後の質問にします。

このお考えになっている木造ですが、プレハブでもなく、RCでもなく木造ということで、少し、私どもの印象なんです、木造ではあるけど、恐らく何十年かもつ構造になっているのかなと思います。まず耐久年数を教えていただけますか。

○ 請願者（藤本）

木造建築の耐久年数と言われますと、長いものと1200年とかありますし、ただ、当時の建築と今の建築は多少違いまして、構造を確実にするためにボルトとか、指定されたくぎとかを使いますので、昔の建築はそういうのを一切使わずに、本当の木組みといたしまして、組んでつくっていたんです、木と木を組み合わせて。それをボルトで今は使うという意味では、ボルトの耐久性といたしますか、それを考慮すると、基本的に50年、60年というスパンでは十分もつとは思いますが、建物自体は。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。そうすると、木造建築によって、校舎は50年はもつという、そういうことで設計されたということだと理解をいたしました。ありがとうございました。

以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

市民の方が4名、傍聴に入られました。

他にご質疑のある委員の方。

○ 諸岡 覚委員

まず委員長にお聞きしますが、請願者の方のおっしゃることと、教育委員会の考えていることとリンクさせて議論したいんですが、あくまでもこの質疑は請願者の方のみにしか質問できない時間ですか。これが終わらないと理事者には質問できないということではよろしいですか。もし可能ならばリンクして、交互に聞いていきたいなと思うんですが、まずそれをお聞きしたい。

○ 中森慎二委員

諸岡委員がおっしゃるのはよくわかるんだけど、そうすると、請願者と教育委員会とのやりとりがという話になるので、やっぱりそれは我々でちょっと整理をして、ここではここで聞く情報をお聞きして、教育委員会と改めてやるほうが私はいいと思います。

○ 諸岡 覚委員

了解しました。そうしたら、今、中森委員がおっしゃったように進めていきたいと思しますので、質問させていただきます。

この文書の後段のほうで、(1)、(2)、(3)、(4)で理由を述べていただいています。幾つか質問をしたいんですが、まず、(1)の学校問題で市と地元が対立を続けるのではなく云々と書いてあるこのところで、互いの立場を認めと書いてあるこの立場というのは具体的にどういうことを指していらっしゃるんですか。

○ 請願者(園)

もう既に、市の方針といいますか、市の案は調査費といいますか、一部予算が認められ

ていますよね。一度動き出した事業を方向転換するのは大変難しいというふうに私どももちょっと伺っております、そういった市の現在の状況、それと今までいろいろ、市長を初め皆さんが発言されてきた内容から、今の市が進めている案に変更をかけるというのはなかなか難しい一面もあるんじゃないかなと思いつつも、何とか私どもの思いもそこに取り入れていただくためには、お互いが歩み寄って、妥協点を見つけなければいけないということから、こういう方針を出させていただきました。

○ 諸岡 党委員

それはわかるんですけど、この立場の違いってどういうことなんですか。立場を認めというのは。ここの意味がよくわからないもんで。

○ 請願者（園）

私どもも、先ほど申し上げましたように、白紙撤回という意見が非常に強かったんですよ。その白紙撤回ばかりではなくて、やはりこちらからも歩み寄りの案を出すべきだということで、それがお互いの立場をより、妥協案を見つけるような方向に導きたいという意味でございます。

○ 諸岡 党委員

何となくおっしゃりたい趣旨はわかりました。理解しました。ありがとうございます。

次に、（２）のところで、５階建て云々が望ましいとは考えられないということが記載されています。今、荒木委員の質疑のやりとりの中で、現状の請願者の皆さんが出されている案においては、例えばプールとか体育館の問題が解決されないという、それ自体は自覚をしていると、それは仕方がないというご判断ですけれども、そういった状況と比較して、それでも５階建てのほうが悪いと、望ましくないという根拠は何なんですか。プールや体育館の距離、こういったものが一切改善されないよりも５階建てがなお悪いと言われる根拠とは。

○ 請願者（園）

今、市のほうの今回の計画のおおよその概要を我々もいただいておりますけれども、プールは今３階の上に、屋上につくるという計画でございますよね。プールは確かにそこ

へ来れば校舎に近いんですけれども、3階の上、屋上にプールがあるということについても、実は保護者の皆さん、心配されておるんです。もし3階のプールの授業中に何か事故があったときに、救急車が来ても3階から1階まで運ばなければいけない。その時間は何分かかるんでしょうか。5分、10分かかるんでしょうか。その間の時間というのが極めて重要な時間になるのではないかというような不安とかを皆さんは持っています。

ですから、プールについても、確かに我々の案ですと現状のままなんですけれども、改築案のプールの位置についても保護者は非常に不安を持っているということでございます。

○ 諸岡 覚委員

先ほどから荒木委員とのやりとりも含めて聞かせていただいていると、保護者の皆さんが不安に思われているという趣旨のご発言がよくあるんですが、先般行われたアンケートにおいては、保護者の皆様は、おおむね賛同の、認めるというアンケート結果が出ています。そこから特段何も状況の変化はないんですけれども、意見が大きく変わってきた理由は何なんでしょうか。

○ 請願者（松田）

アンケートの前に何度か学校のほうに来ていただいて、説明はありました。ただ、今回出させていただいた増築案というのはありませんよという、ありきの説明ばかりで、皆さん、興味もなく、さらっと流されただけで認識的には入っていなかったんですね。

こちらとしましては、一保護者として、皆さんがおっしゃるには、やはり5階建ての災害とかの火事、地震のときの避難経路の不安が何度かの説明会で問いかけても拭えないというのは物すごく強く持っていて、プールにおきまして、やはり、先ほど園さんがおっしゃいましたけれども、災害のときのプールで、児童は裸で出ていくのかという不安。いつ起こるかわからないので想定もつきませんよね。5階での避難経路の確保はどうするのかというのもやっぱり明確に表示されていないということに、ひしひしと実感が湧いてきたという方もみえました。

そこで、じゃ、増築案、こういう案を地元が出しましたよという話になったときに、無関心だった人が一気に学校の建設に関して気持ちが傾いて数字が動き出したというのもあると思うんですけど。

○ 諸岡 党委員

例えば、5階建てのプールで災害があったら子供たちは裸で出ていくのかということなんだけど、例えば現状のままだと裸じゃなくて、服を着て出られるんですか。何か変わるんですか。

○ 請願者（松田）

現状のままですと、裸は裸かもしれませんが、平地ですよ。階段をおりていってという、べたべた滑って転ぶとかそういうこともないですよという話も、些細なことなんですけどね。

○ 諸岡 党委員

そうすると、アンケートをとった当初は、この増築案というのがない前提の中のアンケートだった。こういう増築案というのが自治会もしくは大矢知地区学校建設委員会のサイドから出されたことによって意見が変わられたと、ざっくり言うとそういうことなんですよ。

ということは、逆に、今後また行政側が新しい設計案を出すとまた変わる可能性も当然あるわけなんですよ。要するに、新しい状況、新しい案が出るたびに——今回確かに変わったわけですから、意見が——そうすると、また次の案が出たときにはまた変わる可能性は大いにあるということで、そうすると、現状の保護者の意見というのは、正直また変わる可能性があると思って間違いないですよ。

○ 請願者（松田）

確かにそれはあると思います。ただ、変わる意思の方向ですけれども、親が子供のために、この子のために一番いい学校を選ぶということで変わる、安全を求めて変わるという意味ではあると思います。

○ 諸岡 党委員

おっしゃるとおり、何が一番いいかという、それを考えていくのが最優先で、そういう意味においては、安易に妥協点を探る、いわゆる政治決着みたいなことを私はしてはいけないのかなと個人的には思うんですけど、それは一意見です。

質問、もう一つ続けます。

この増築案のほうが40億円よりも安く上がるということが最後の4番目に書いてもらっているんですが、今、理事者に聞けないので、私の記憶をもとに話しますけれども、現状の校舎はたしかあと20年ぐらいで建てかえの時期が来ると思うんですね。そうすると、先ほど、木造建築は50年、60年は平気でもつよというお話だったけれども、本体のほうの現状の校舎があと20年後に改築の時期が来ると、それはやっぱりセットで建て壊しになっていかざるを得ないと思うんですよ。

そう考えたときに、この増築をして幾らかかるか、私は正式な数字を聞いていませんけれども、ちらっとうわさに聞くのは、七、八億円ぐらいはかかるという話も聞くんですが——これも理事者に本当は聞きたいけど今聞けないので、私の感性の中でしかしゃべれませんけれども——そうしたときに、20年後にやっぱり建てかえなければいけない。今の建築技術の水準というのは、途中で改修工事を入れると大体70年ぐらいはもつ、今の最新技術なら場合によっては100年ぐらいはもつというふうにも言われています。80年、100年のスパンで見たときに、今40億円で建てて、80年、100年もつのか、あるいは、これでざっくり8億円使って、20年後にもう一回40億円、50億円かけて建てかえていく。そうすると、合わせると50億円ぐらいになってくる。そうすると、100年スパンで見たときには明らかに経費が上がってしまうというふうに私は思うんですけれども、その100年スパンで見たときの経費予算の見立てというのはどのようにお考えでしょうか。

○ 請願者（藤本）

ご質問ありがとうございます。

まず、もし今回の増築を行ったとして、本体が20年とか先に耐用年数を迎えるというときに、今回建築した増築棟をそのまま残して本校舎を建てかえる方法もあるかとは思っています。

私の理想は、学校を木造にしたいですね。今回の増築棟はその先駆けになればいいなと思っておりまして、ここの請願趣旨には構造は載っていませんけれども、今後のお話し合いで決定されることですから。

もし、本校舎まで木造になれば、全部木造にできるのかなということで、あの校舎を本校舎の建てかえ時に、増築棟まで壊すかということそれは必ず壊さなきゃいけないものではないと考えております。

○ 諸岡 党委員

そうすると、全体としては、今もし増築をしたら、その建物は20年後に本体を建てかえるときでも残していくんだと、残していけばいいじゃないかという考え方に基くと、大幅に設計に制限がかかって、それによって、そうすると、一つ前の（3）の2年4カ月にわたって運動場が使用できない状況というのがもっと拡大される可能性が出てくるわけですよ。

ここでもう一つ聞きたいのが、今増築すれば、確かに運動場は使えるのかもしれませんが、やっぱり20年後には運動場が使えない期間が一定期間発生してくる。そうすると、今の子供たちの運動場を守るために20年後の子供たちの運動場は捨ててもいいのかと、なぜ20年後はよくて今はだめなのか、その根拠をお示しいただきたいんですが。

○ 請願者（園）

先ほど、諸岡委員がおっしゃった100年のスパンということとしますと、本来なら、その都度その都度建てかえるというのが一番経済的であろうかと思えますけれども、今回の場合は、教室不足に対応するというございますので、教室の増築というのが非常に有効な手段ではないかというふうに思います。

今回、増築して、やはり20年後に大改修ということになれば、また同じようなことが起こるわけではありますけれども、20年後、果たして児童の数はどうなっているのかとか、あるいは、周辺の土地の状況はどうなっているのかということは、やはりなかなか予測しがたいところもありますので、今ここで20年後のことを私どものほうからどうこうということは非常に難しいかと思えますので、そこはちょっとご勘弁願いたいと思います。

○ 諸岡 党委員

先ほどお立場という言葉がこの中に使われていますけど、まさにその立場というのはそれぞれあって、少なくとも私は議員として、学校を一つ建てる建てないというのは100年スパンでものを考えるべきだと私は思います。それが議員の責務だと思っています。そう考えたときに、どこかのタイミングで必ず建てかえが発生をして、そのときには2年、3年ぐらいの運動場に制限がかかるタイミング、期間というのは必ず発生をするものだと思います。それが今か20年後かの違いであるならば、私はより効率的なものの考え方を

すべきなのかなと、私は個人的に——これは意見なんです——思うんですが、それもまた立場の違いだと思うんですよ。そちらはあくまでも当事者として今を考える、今の充実を考えるお立場でのご発言だと思うけれども、私はそうじゃなくて、100年スパンで考えなきゃいけない議員の立場で考えなきゃいけないと。その辺の立場の違いというのもまたご理解いただきたいなということで、意見を述べて終わります。

○ 山口智也委員

きょうはお越しいただきまして、ありがとうございます。山口と申します。

先ほどのお二人から、私が聞きたかったことは聞いていただきましたので、確認程度、二、三ほどさせていただきたいなと思いますけれども、まず、最新の状況で、在校児童については604世帯のうち353世帯であるということで58%ぐらいかなと思います。一方、市のほうでもアンケートを先般行いまして、その結果と今回相違があるわけなんですけれども、こういったもろもろのことを考えた上で、皆さん方としては、皆さん方が今進めようとしているこういった案というのが地元の総意とまでは言わないけれども、大多数の声なんだというふうに今捉えていらっしゃるのでしょうか。

○ 請願者（松田）

そうですね。保護者の願いというか、今現在の不安材料が解消されない、そこに子供を通わせなければいけないということに関して、それであれば、自治会から提案されたほうのほうはまだ安全じゃないのか、子供たちが安心できるんじゃないかということもあると思うんですね。やはり、子供たちが伸び伸び育ってほしい、安全で楽しく学校に通いたいと思えるように親は願うものですから、窮屈な箱に閉じ込めたりとか、長い階段を幾つも何回か上り下りするとか、そういう苦痛はやっぱりさせたくないという思いがこもった案ですね。

○ 山口智也委員

思い、願いというのはわかるんですけれども、私が聞いているのはそうじゃなくて、皆さん方のこの案というのが地元の大多数の声なのかということを確認しておるのかということをお聞きしているわけです。

○ 請願者（松田）

済みません。そうです。

○ 山口智也委員

わかりました。

次に、今回、私もこの重要回覧を地元の方から見せていただいたわけなんですけれども、一つは印象として、先ほど荒木委員もおっしゃっていましたが、ここにはしっかりと木造というところのことが非常に強調されているなど。ただ、今回の、我々に示された請願にはそこが示されていないというところは、少し疑問を持ったというのは正直なところですよ。それが印象としてありました。

もう一つは、今回、地元の方に重要回覧ということで、木造ということで、案ではありますけれども、まだ未確定な部分で、こういった重要回覧で出したということについて、これが非常にイメージとして先行するのではないかなということでは考えられなかったんですか。

○ 請願者（園）

先ほど、うちの藤本がおっしゃいましたとおり、当初、木造ということで案を出しておりました。これは、実は我々の希望ではあるんですよ。希望であって、なおかつ、木造ですと補助金もいろいろあるというふうに聞いておりましたものですから、木造というのは非常に経済的にも、また、子供たちにとってもいいものではないかという思いから木造ということをもとに打ち出させていただいたんですけれども、いろいろな教育委員会との話し合いの中で、必ずしも木造という方向ばかりではないよという話も伺っておりましたので、建て方をどうするかということについては、これからはこの方向に決まったとしても、今後それなりの専門家といろいろ相談させていただいたほうがいいだろうということから、請願の中には木造というのは入れなかったんです。確かにおっしゃるように、木造ということを知っている方も何人かおみえになると思うんですよ。ですから、そのときには丁寧に説明させていただこうかと思っていますけど。

○ 山口智也委員

ありがとうございます。

最後に1点だけ、先ほども諸岡委員が少し触れられましたけれども、皆様方の木造の案、これですと、工事費としてはどのぐらいを想定していらっしゃるのでしょうか。その点だけ、最後に。

○ 請願者（藤本）

木造増築棟、教室棟の総工費、建築費を過去に木造校舎を建築した自治体、学校の事例に鑑みて総建設費の割合で算出しましたところ、約3億円。今回提案の中には本校舎のトイレの改築等も考えていましたので、それを含めても3億円、4億円とか、それぐらいと私たちは提案の中では想定させていただきました。

その後、教育委員会の技師の方と打ち合わせさせていただきましたところ、学校特有の設備ですとか、安全対策とか、あるいは今回の増築棟を建築することで、本校舎のほうの昇降口の改築とか附帯の部分も出てきますので、諸岡委員がおっしゃったように、10億円にはいきませんがそれに近い。本校舎の改築も含めて、そういうふうには聞いております。ただ、増築棟としては㎡当たり、大体の既存の今までの建築事例とあわせて、適正な金額かとは思っております。

実は、南校舎にはエレベーターがないんですね。給食をリフトさせるエレベーターがないので、それも今回の、学校を建てかえないのであればエレベーターをつけるとか、そういうことまでも含めてと聞いております。

○ 伊藤嗣也委員長

山口委員、よろしいですか。

他にご質疑は。

○ 中森慎二委員

きょうはご苦労さまでございます。

また、地元の意向をまとめられるご努力に対しては敬意を表したいというふうに思っています。

大変重要な請願ですので、請願者の意図するところ、先ほどからも少し出ておりましたが、私たち議会の委員会の審査につきましては、書面で提出をされた請願内容について採択か不採択かと、こういう判断をすることが重要でありまして、ペーパーの裏側に見えて

いるような話とか、市長に提案をした案とかいう話は私どもには届いていないわけですので、私どもはこの書面のみをもって、ただ、これには足りないところがあるので、きょう来ていただいていると、そういう認識の上に立って、一、二点確認をさせていただきたいんですが、先ほど来、増築、木造案というものが地域の中で一つの認識をされているということが質疑の中でありましたが、この請願の中には木造という言葉は一切触れられていないので、これが例えば鉄筋コンクリートの増築ということに最終的に教育委員会が判断をしたとしても、これは地元の人たちは受け入れていただける内容なんだと、そういうふうに理解を今しているんですが、そういうことでよろしいんですね。

○ 請願者（園）

それで結構でございます。

○ 中森慎二委員

わかりました。

この大矢知興譲小学校の問題については、長年二転三転をしてきた経過があって、ことしの2月定例会で基本設計、実施設計の予算を議会として採決して可とした経過の中で、今の構想でいくと40億円という学校改築という案が進行中でありまして、この請願はそれをとめる可能性のある請願ですので、私も非常に重要なことだというふうに考えていますので、改めてお聞きをしたことなんですが、そのところだけは確認をさせていただきたいと思っていましたので質問させていただきました。ありがとうございました。

○ 伊藤嗣也委員長

他にご質疑のある委員の方。

まだ他にご質疑のある方がおられるようでございますので、ここで少し休憩をとらせていただきます。再開を11時15分ですよろしくお願いいたします。

11：04 休憩

11：15 再開

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、再開をいたします。

他にご質疑のある委員の方。

○ 笹岡秀太郎委員

笹岡でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

大変お忙しい中、お出まじいただきまして、本当にありがとうございます。子供たちのためにという思いはしっかり伝わってまいりました。

それで、委員の皆さんとのやりとりの中で、地元との対立を回避するための今回の請願というふうにお出しになられたということも理解をするところでございますし、そこまでに至った中で、行政との対立という言い回しがあるんですけど、その対立を避けるために、地域がやはり方向性をここで回避していくんだという方向性も本当に重い決断をしていただいたなという思いがするんですけども、それに至った経緯あたりを、思いというのをお知らせいただければなというふうに思うんですけど。

○ 請願者（園）

最初の冒頭の挨拶でも申し上げましたように、一部の方ではありますけど、非常に強硬な意見をお持ちの方、いろいろな意見のある中でそういう方もおみえになります。でも、やはり大事なことは、今後、地元と市といろいろな協働作業を進めていく上で、対立状態というのは望ましいことではないと。

今回の学校問題で一番大きなのは、やっぱり教室不足ということでありまして、教室不足を解消するための一番効果的な手段として、また、今、地元のほうでいろいろ白紙撤回を求めている案についても、それらを考慮しまして、地元としてどこまで妥協ができるかという線を模索するというのをやってまいりました。非常に短期間ではありますけれども、こういう増築でできれば費用も少なくて済むし、工期も短くて済む。何より子供たちが自由に遊べる運動場を確保できるとか、そういうことから、みんなのない知恵を絞りながら、こういう案に至ったというのが実情でございます。

○ 笹岡秀太郎委員

よくわかりました。

それで、委員とのやりとりの中でご提案のあった木造というのも地域から回されたということもお伺いもしていますが、詳しい内容は見ていないんですけど、ちょっと資料として見せてはいただきました。

そのやりとりの中で、特に木造が、例えば木造でなければならないというんじゃなくて、例えば行政と、あるいは議会ともしっかりもんだ中で、これが木造ではないけれども、この請願の趣旨であります教室の増築及び大規模改修という形がいずれの形に落ちつこうが、地域としては、この請願事項の1行、2行にあるところに集約していただければいいんだよというような雰囲気を受け取りましたが、それで間違いございませんか。

○ 請願者（園）

その方向で結構かと思っています。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいですか。

他にご質疑。

○ 太田紀子副委員長

本当にきょうはお疲れさまでございます。わざわざ出向いていただいてありがとうございます。

ちょっと確認なんですけれども、ここで先ほどから、教育委員会とのアンケートの差というところで、増築というそういうものではなく建てかえをとということで、教育委員会のアンケートは進められた。そこでもって、地元の方は増築案ということでアンケートを進められたわけなんですけれども、大きく私らがいつも認識しておりました中で、プールが離れているということで、そこがかなり課題的に大きく取り上げられた部分もあったんですよね。確かに、プールというと夏だけの授業かもわからないですけど、そこは大きい点じゃないかなというふうに私自身捉えておりましたけど、そこをあえて妥協じゃないですけども、抑えてでも増築のほうが望ましいというのは、この6割近くの賛同いただいた保護者の方なりにはご理解いただけているんでしょうか。中には、いや、そんなこと知らない、プールはそのままなのか、プールはそのままがいいのかという、そういう方はおられずに、現状のその位置、その場でいいというご理解も得た上の6割だったんでしょうか。

その辺、確認をお願いいたします。

○ 請願者（松田）

確かに保護者の方から、プールはそのままなのかという話がありました。ただ、C案、3階の屋上にプールがあるのと現状と比べた場合、こちらが妥協案じゃないですけど、父兄も、更衣室をもうちょっときれいにしてもらおうとか、そういうふうな手を加えていただけるならという認識ですね。3階のプールはやっぱり拒絶をされていて、現状でもうちょっと自分たちで改良できることがあればこのままでもいい。

ただ、今、白紙撤回とか、地元の方がごたごたしている間に保護者が一番怖いのは、教室が足りなくなることがやっぱり一番困る。そうであれば、今、最善の処置で増築でもいいんじゃないかなという意見の方が多かったです。

○ 太田紀子副委員長

今後また、どういうあれに方向転換するのか、現状でいくのかはわかりませんが、でもやっぱり、ここで私、お話を伺っていて一番思ったのは、子供の安心安全が第一と、どの方もそれを望んでいらっしゃる。そこで一番課題であったプールとかそういうところも仕方がないじゃないけど妥協されているという部分に対しては理解を示させていただきますし、なるほどなと納得もしたところでございます。どういう結論になるかはわかりませんが、とりあえず、ありがとうございました。

○ 中森慎二委員

済みません、ちょっと聞き漏らしまして、大事なことで、今、副委員長からも質疑がありました。今回の増築案でいきますと、教育委員会が以前から課題解決について、今回の改築案に至っているわけですが、今も話で出た体育館だとかプールというものは、若干の更衣室の改修等はやられるにしても、位置的な問題だとか、まだまだこれから子供がふえる、生徒がふえるわけですので、過密状態は解決されないというようなことはあるし、学校用地の問題についても拡張も難しいという話もありますし、それでいくと、基本的な問題解決にはならない、課題を残したままではあるんだけど、それでも増築案を推進したいと、こういうのが皆さん方の願意であるということをお聞きしたわけですが。

そうすると、今後、そういう問題解決されていない体育館、プールの課題について、地

域からは、それについて、解消の提案をされてこないということの理解でいいわけですかね。

○ 請願者（園）

プールと体育館、確かに現状でも少し問題があるように聞いていますけれども、それらについては、まだ実は教育委員会とも話しているんですけど、まだまだ改善の余地はあるなど。大規模ではないけれども、少し手を加えることで、もう少し使い勝手のよくなるような方法があるんじゃないかということで、今後、教育委員会にもいろいろ提案はさせていただきますけれども、わずかな、少しの改築でより使いやすくなるというような、そういう案は我々のほうも幾つか用意はしておりますので、今後、それを示しながら、可能な範囲を探っていきたいというふうに思っていますけれども。

○ 中森慎二委員

若干の使い勝手のよさに対する改修的なものはあるにしても、根本的な要素の部分で、地域から、この体育館を何とかしてくれとか、プールをどこかへ移してくれとか、そういう話は出てこないという理解でいいわけですか。ここは大事なところで、とりあえず増築と言うけれども、また再来年になったら、いやいや、プールをもっと改修してもらわないと、場所を変えてもらわないと困るなんていう話が出てくるようでは困ると思うんですね。だから、そのところは重要なことなのでお聞きしておきたいんですけど。

○ 請願者（松田）

確かにあると思います。ただ、意味合いが違って、このままよりは改善を。できる範囲内を木造にすることによって、40億円から少し減りますよね。そのお金を借りて、もうちょっとという言い方がおかしいんですね、子供の動線を考えた上での改築、改造をして、少しでも子供に負担がかからない方向を。

現在、子供たち自身は困っていないとは言うんですけども、大人目線でも考えながら、よりよい方向に持っていきましょうというふうには保護者同士では話し合っています。

○ 中森慎二委員

今の教育委員会の議会が認めてきた予算は、そういう問題解決を根本的にはする案なん

ですね。確かに2年半、グラウンドが使えない、40億円という巨額なお金をかけるということは議会も認めてきたことなわけです。

この方向を変えようとするこの請願ゆえに、そこの皆さん方のご判断が増築でいいと、基本的にはプールも体育館も現状維持で、若干の改修なり、渡り廊下のつけ足しはあるかもわからないけれども、それ以外のものは、今後、地元として要求していくことはないですと、そういうところの確認をしたいんですが、私は。

○ 請願者（園）

今後、10年先、20年先、将来考えられる大きな改造までに全くないということは私も今すぐには言えないとは思いますが、現状では、とりあえず、マイナーな多少の手を加えることはお願いするにしても、基本的にはそこまで考えてはおりません。

○ 中森慎二委員

わかりました。これで終わります。

○ 伊藤嗣也委員長

他にご質疑のある委員の方はおられますか。

○ 請願者（園）

最後といいますか、あれですけれども、今回、私ども、請願を出させていただきましたけれども、この請願を出すに当たって、この委員会というのは一つのハードルであるということは我々もよく聞いてはおります。この委員会が、願わくは高い壁になって、私どもを阻止するということではなくて、ぜひドアになっていただきたいと。ドアを開けていただいて、私たちの要望を中へ入れていただいて、皆様のお力添えを得ながら、ぜひ本会議で議論していただくような方向に持っていただければなというふうに思っております。何とぞ、そこはよろしく願いしたいと思います。

以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

他にございますでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

他にご質疑もないようでございますので、質疑はこれで終了といたします。

請願者の方には傍聴席にご移動願います。ご苦勞さまでございました。

理事者に伺います。

理事者のほうから何か補足説明はございますか。

○ 葛西教育長

教育長の葛西でございます。

請願に関連しまして、教育委員会より補足説明をさせていただきたいと考えております。

大矢知興譲小学校改築整備事業につきましては協議会資料がございますので、それを用いて説明させていただきたいなと思っておるんですけれども、いかがでしょうか。

○ 伊藤嗣也委員長

先ほどの申し出につきましては、これを認めたいと思いますので、資料のご説明をお願いいたします。

○ 葛西教育長

資料はタブレットに掲載してございますが、タブレットでは見づらい面もありますので、紙ベースでも配付させていただきたいと存じます。その点についてもあわせてご了承いただけたらと思いますが、よろしいでしょうか。

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、事務局から資料の配付をお願いいたします。

それでは、説明をお願いいたします。

○ 長谷川教育総務課長

教育総務課、長谷川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

タブレットのご案内をさせていただきます。03教育民生常任委員会、20です。よろしいでしょうか。

○ 伊藤嗣也委員長

紙資料が配られましたので、こちらのほうがわかりやすいので、こっちでお願いします。

○ 長谷川教育総務課長

じゃ、紙資料のほうをベースにご説明をさせていただきます。

紙資料、A3の資料もございますが、まず1枚めくっていただきまして、2ページでございます。目次という欄がございます。まず、こちらをごらんになっていただければと思います。

請願にかかわる部分でございますが、この目次の中の2番の(4)大矢知地区からの木造増築案の提案、そして、参考資料が4、5、6というところで資料のほうを整えておりますので、まず、9ページをお願いしたいと思います。協議会資料の9ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。

9ページでございます。

平成30年10月31日、大矢知地区から市長に対し、大矢知興譲小学校の将来予想される教室不足について、校舎の全面改築ではなく、教室の増築及びトイレ等の大規模改修で対応する旨の提案がなされております。

提案理由、2番でございます。資料9ページからご説明をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

9ページ、②でございます。提案理由といたしまして、学校問題で市と対立を続けるのではなく、妥協点を模索すること、5階建ての校舎は児童にとって望ましくないこと、2年4カ月運動場が使えない負担、また、40億円の費用が避けられる等の提案内容でございます。

具体的な提案につきまして、参考資料4、18ページでございますが、そちらに資料がございます。18ページをよろしくお願いいたします。

参考資料4でございますが、左側に文書、右側にはイメージ図というふうになっております。こちらの資料左側の下部分に具体的な内容が掲載されております。

ご提案いただきましたのは、木造2階建てで8教室の校舎を運動場の北側に増築する案、延べ床面積634.73㎡という数字でございます。また、予算規模概要、工事費でございますが、約3億1000万円というふうに積算をしていただいております。

右側のページにはその校舎のイメージ、または間取りのほうをご提案いただいたというところがございます。

そして、参考資料5でございますが、地区に回覧いただきました重要回覧、19ページ、次のページでございます。

重要回覧というところで、先ほどご質問の際にもございましたが、地域に回覧していただいた重要回覧の文書につきまして、参考におつけをさせていただいております。

この資料でございますが、資料の左側部分に地区から今回ご提案いただいた提案に至る流れを、イラストを用いまして記載していただいております。

まず、教育委員会の示す5階建ての全面改築案、いわゆるC案に対し、5階建ての校舎に対する不安、また、2年4カ月、運動場が使えないことに対する不安、このことが反対である一方、下の囲みにもございますが、子供たちのために市と歩み寄り、話し合いのためにこの増築案を提案した旨の記載をされていらっしゃいます。

そして、資料右側でございますが、市の全面改築案と今回いただいた木造増築案の比較というところで表のほうを記載していただいております。例えば工事期間、または運動場が使用できるかどうか、プール、トイレ等の施設の比較等々を行っていただいております。これを地区に回覧していただいております。

この増築案につきまして、内容の詳細について確認等を行うため、教育委員会は地区の方々とは11月に合計5回の協議をさせていただいております。その結果、この提案内容につきまして、教育委員会が修正を加えた案というのが、参考資料6というところがございます。一番最後の20ページになりますが、参考資料6のほうをお願いいたします。

参考資料6が、提案いただきました木造増築案につきまして、教育委員会において、木造というところはそのままで修正を行った資料でございます。資料の校舎の図面の右側の部分ですが、緑色に色が塗ってある部分でございます。ここが増築部分でございます。木造2階建て8教室というところがございますが、トイレや廊下、階段、給食用リフト等々を含めて998㎡というところで建築面積を積算させていただいております。

そして、増築棟の西側には渡り廊下を増設すること、また、緑色の校舎の南側ですが、一点鎖線の部分で、防球ネット、球よけのネットが必要であるというところで、このあた

りも計画をさせていただいております。

そして、中央部分に黄色で塗った部分でございます、北校舎、これが昭和40年代校舎でございます、大規模改修の対象となってまいります。そして、トイレのドライ化工事等々をあわせて行うこと、また、児童増加に伴う昇降口の改修、そして、教職員の増に伴う職員室の増築が紫色で書いてございますが、こういう工事もおあわせて必要となっております。

そして、また、管理棟には給食用のリフトがございませんので、小荷物昇降機というところにリフトを配置するというところで設置工事を行う予定でございます。

そして、資料左側の上でございますが、赤で囲んでございますが、校地外の体育館、プールについては現状のままという計画でございます。

また、運動場に校舎増築を行うことによりまして、運動場の面積が小さくなるということです。このあたりを対応させていただくために、この図面の校庭の部分、右側でございますが、例えば遊具であるとか、築山、または興譲館、倉庫等々ございますが、このあたりの遊具等の再配置、倉庫等の再配置、これが必要となってまいります。そして、こういうのを効率的に配置することで運動場の実効面積の確保を行う。こういう工事が必要となってまいります。このあたりが工事の予定となっております。

そして、資料の左下に、この案の課題というところで掲載をさせていただいております。左下囲みの部分でございますが、まず、体育館やプールの配置に変更はなく、増築棟からの移動には、さらにプールや体育館まで距離があつて時間がかかってしまうということ。そして、北校舎の大規模改修が必要となってまいります。リフトもつけさせていただき、そして渡り廊下等の附帯工事が必要となること。そして、もう一つ、渡り廊下、この茶色い部分でございますが、これが校庭の北口、市道から北へ入る部分とちょっと交差をしております、このあたり、いわゆる土足と上足の部分の子供たちの動線の交差というところも課題が出てまいります。

資料、戻っていただきまして、3ページをお願いいたします。

大矢知興譲小学校改築整備事業の進捗につきましてご報告をさせていただきます。

この事業でございますが、平成30年度及び平成31年度に基本計画、基本設計等の計画設計を行わせていただきまして、平成32年度、平成33年度に改築工事を行う予定でございます。また、来年度、平成31年度には、工事中の遊び場、運動の場の確保のための附帯工事を計画させていただいております。そして、事業の進捗に当たりましては、保護者や地域

からのご意見を踏まえ、具体的な整備内容、工事期間中の安全確保の策を検討させていただいておるところでございます。

①でございますが、設計等の業務委託契約につきましては、8月9日に株式会社阿波設計事務所さんと契約をさせていただいております。その契約後の計画等のスケジュールにつきましては、記載のとおりでございます。

また、来年度の附帯工事、その他の附帯工事の予定も平成30年度冬期、平成31年度というところで記載をさせていただいております。プール解体、または遊び場確保のための工事が必要というところがございます。

資料4ページをお願いいたします。

保護者、地域の方々からのご意見を踏まえまして、基本構想、いわゆるC案、これを改善することを検討しております。

この検討につきまして、参考資料1、12ページに図面を設けておりますので、恐縮ですが、12ページをよろしくお願いいたします。参考資料1というものでございます。よろしいでしょうか。

参考資料1のC案、まず、これは基本構想時のものでございますが、今の校舎から東側の校庭の部分に改築をさせていただくというところがございます。南側に校舎棟、そして管理棟と特別教室棟、その上に屋内運動場とプールを配置し、校舎棟は5階建てというところで構想させていただいております。

そして、この案の課題でございますが、左側の下に囲みで囲ってございます。課題といたしましては、まず、普通教室が5階に配置されているため、児童への負担があるというところ、そして、この図のちょうど矢印が重なる部分、北側の入り口でございますが、緑色が子供たちの動線、そして紫、黒が車の動線というところがございますが、このように、北側の入り口に、子供たちと車の動線が重なっている、このあたりがC案の5階建ての課題でございますので、このあたりを改善させていただく案というところで検討させていただいたのが、次ページ、13ページでございます。参考資料は2-1でございます。

C'案というところで記載をさせていただいております。5階建ての案でございます。改善内容を左上に囲ってございますが、5階建てではあるものの、教室のレイアウトを再検討し、普通教室を4階以下に配置する。そして、工事車両と、それから、工事後の車両を北側から進入させず、南側から進入させることで、児童と車両の動線を分離し、安全を確保すると。北側から車の出入りがないというところで、子供たちの安全を確保するとい

う、その二つを改善内容とする案でございます。

もう一枚めくっていただきまして、14ページでございます。

参考資料2-2というところで、これが従前のC案と新たなC'案を、各階、フロアごとに中のレイアウトにつきまして比較をさせていただいております。

図の中でピンク色に塗ってあるところが普通教室、そして、青が少人数の指導のための部屋で、青は普通教室に転用可能というところで準備がございます。

計画では、5階建てのピンクのある部分が、C'案、右側を見ていただきますと、特別教室というところに置きかえをさせていただいて、ふだん子供たちがいる教室につきましては、4階以下に設定するというところで対策を考えております。

そして、レイアウトでございますが、もう一枚めくっていただきますと、15ページ、参考資料2-3というところで、5階部分に普通教室を配置しない部分につきましては、2階のレイアウト、特別教室棟の東側に普通教室を4部屋確保するというところで、全体の部屋数を確保というところで、4階までで普通教室をおさめる案として計画をさせていただいております。これがC'案というところでございます。

そして、もう一枚めくっていただきますと、4階建てとして設計をしてみた案を載せさせていただいております。これを仮にE案と呼ばさせていただきます。

このE案につきましては、校舎棟を4階建てとするというところでございます。

そして、図面のほうでございますが、真ん中あたり、ちょっと濃い黄色というところで、C'案より西へ延伸と書いてございますが、この部分が教室部分というところで、5階から4階へ建物を下げるかわりに、校舎棟が長くなるというところでございます。

この課題につきまして、左下に書いてございますが、まず、このように、校舎棟を西へ延伸するため、運動場が約870㎡ほど狭くなってしまいます。そして、西側へ延伸することで、ここが運動場の日陰部分をつくってしまうという課題もございます。また、工事中ではございますが、南側の進入が、延伸した部分の工事をするために、進入が難しくなるというところで、北口の工事中車両の進入となるため、児童の動線と交差するという課題がございます。

17ページ、次の参考資料3-2につきましては、4階建ての各フロアの平面図を載せさせていただいております。黄色い部分が増築してふやして延伸した部分という記載でございます。

資料、戻っていただきまして、4ページでございます。

このように、C' 案、E案を検討させていただきましたが、E案というのは課題もごございますので、現在、教育委員会としては、先ほどご説明したC' 案、5階建てではあっても教室のレイアウトを再変更というこの案を軸に改善の設計を進めさせていただいておるといところでございます。

資料5ページをよろしくお願いいたします。

資料5ページから8ページまでは、地域、保護者の方々との協議等についての経過について記載をまとめさせていただいたものでございます。

まず、資料5ページにつきましては、8月24日及び31日に、大矢知地区連合自治会の方々等から市長に対し提出されました大矢知興譲小学校改築整備事業への反対意思の表明について概要を記載しております。

反対理由、③に書いてございますが、2年4カ月、運動場を使えないことであるとか、運動場が狭くなること、そして、5階建てや屋上プール等に対する不安というところを挙げられていただいております。

6ページをよろしくお願いいたします。

6ページには、9月5日に大矢知興譲小学校改築工事に対しましてなされました住民監査請求、職員措置請求の概要を記載しております。経過、請求の趣旨及び理由、結果といたしまして、一部請求を却下、その余の請求を棄却した旨、その理由等について、このページにまとめて記載をさせていただいております。

そして、7ページをよろしくお願いいたします。

11月11日から3回、11日、18日、20日に、あさけプラザにおきまして開催させていただきました大矢知興譲小学校改築整備事業に係る保護者懇談会につきまして、概要を記載しております。参加対象の方々、そして、当日の参加者数は記載のとおりとなっております。

この保護者懇談会の際の主な説明内容といたしまして、基本構想C案の内容、そして、改築工事中の児童生徒の体力向上の取り組み、また、地域からの10月31日の増築に関する提案、このあたりもあわせてご説明させていただいております。

そして、次のページ、8ページには、懇談会での主な意見というところで記載をさせていただいております。8ページ、大きく分けて、改築後の校舎、運動場について、そして、工事期間中の安全または負担について、そして事業の進め方、その他についてというところでご意見についてまとめをさせていただいております。

資料、飛びまして、10ページをよろしくお願いいたします。

全面改築のC案、それと、今回地域からご提案いただきました木造増築案につきまして、比較を表にまとめた資料でございます。

まず、校舎の比較といたしましては、C案につきましては5階建てではあるもののコンパクトな配置でスムーズな動線となる一方、児童や職員の高層階の負担、災害時のスムーズな避難経路の確保というところが課題として挙げられております。一方、増築案におきましては、2階建てとなり、いわゆる高層階の負担は軽減されるものの動線は改善されないということ。また、木造の増築であれば、市の従来の教室確保の手法——教室不足へは、従来プレハブまたはRCの増築で対応しております——こういうのとは、方針とは合致しないということをまとめております。

そして、次、運動場の比較といたしましては、まず、C案につきましては、第2運動場を整備する、そして、これで総面積が大きくなる。それに対し増築案では運動場面積が狭くなるということをまとめております。

そして、工事期間中につきましては、C案ではほとんど運動場が使用できない。これに対し、増築案では一定程度運動場が確保できるということをまとめております。

その他必要な工事というところで比較でございますが、C案におきましては、校舎建築のため、敷地に係る樹木、建物の撤去、または運動場が使えない間の運動代替地の整備、このあたりが工事として必要になるということでございますが、増築案では、まず運動場の実質有効面積を確保するため、樹木、建物等の撤去、既存校舎の大規模改修や渡り廊下等の工事、このあたりが必要となってくるというところでございます。

工事期間でございますが、C案が約2年4カ月に対し、増築案は1年3カ月、大規模改修を含めると1年10カ月というところでございます。

必要経費につきましては、C案がまず40.5億円、増築案につきましては、増築の部分が約3.6億円、大規模改修等を含めまして4.7億円、合計8.3億円という計算をさせていただいております。

最後、課題解決としまして、普通教室不足への対応、課題、これにつきましては、C案、増築案でも課題解決されるものの、敷地外の体育館、プールに関する課題は増築案ではそのまま解決されないというふうにまとめてさせていただいております。

11ページをよろしくお願いたします。

これらの比較を踏まえまして、本増築案に対する教育委員会の考え方をまとめたものがございます。

教育委員会では、大矢知地区の教育環境課題、これを解決するため、大矢知地区の教育環境を目に見える形で改善すべく、これまで取り組みを進めてまいりました。

そして、全面改築案のC案でございますが、まず一つ目として教室不足、二つ目として体育館、プールの敷地外設置、三つ目として運動場が狭いという大矢知興譲小学校の施設課題、これを一体的に解消し、将来にわたって子供たちの教育環境、学校施設としての使い勝手を向上させようという考えに基づき進めておるものでございます。

提案いただきました増築案では、普通教室不足は解決されるものの、他の課題が解決されず、これまで進めてきた市の考え方の方針とは合致しないということ。また、木造増築につきましても、これまで一時的な場合、増築ですとプレハブ、恒久的な増築はRC構造とした方針とは合致していないということでございます。さらに、増築案に係る経費は3.1億円と試算されてご提案いただいておりますが、附帯工事を含めると、市の積算では約8.3億円。そして、増築案では、工事期間中の運動スペースとして、運動場の約半分程度は使用できる、確保できると考えておりますが、その他の課題が解決されず残ること。現在の校舎の耐用年数経過後にさらに改築費用が必要となることから、費用対効果の面からも解決案として採用することは難しいと考えております。

説明は以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

委員の皆様にお願いがあります。理事者の質疑でございますが、午後1時からでお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、これにて、再開は午後1時でよろしく申し上げます。

11:54 休憩

13:00 再開

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、再開をいたします。

委員の皆様から、理事者へのご質疑があればお願いをいたします。

○ 藤田真信委員

請願の審議と、あと協議会資料の審議と基本的にまざっているんですけども、これはもう一括して理事者の方に質疑していいということによろしいですか。

○ 伊藤嗣也委員長

はい、よろしく申し上げます。

○ 藤田真信委員

まず、基本的なところだけ確認させていただきたいんですが、協議会資料のところ、C案だけではなくて、C'案とか、あとE案ということで検討をしていただいたということの中で簡単にお伺いしますが、結論的にはC'案でいくということによろしかったでしょうか。

○ 中村教育委員会理事

理事の中村でございます。

そのとおりでございます。

○ 藤田真信委員

そうすると、請願のところにも地元の保護者の方のご意見としてありました、5階建てを何とか避けられないかと。説明会の中でも5階建てに対するご不安の声が非常に多かったわけなんですけれども、5階建てをE案のように4階建てにするということは、基本的にはもう選択肢から外れているという理解でよろしいでしょうか。

○ 中村教育委員会理事

ちょっと長くなります。実は4階建ての案についても、このE案を見ていただければお

わかりになるように検討を行いました。実はE案という形で、今1案だけしか出してはございませんが、それまでの過程においては、いろんな形のバリエーションで4階の案を検討しました。ですが、物理的にこれを4階に広げることがなかなか難しいということで、今、このC'案の5階において、これまでのご意見をいただいたものに対して、できるだけ子供たちの負担をなくすということで4階までにとどめたというところでございます。

○ 藤田真信委員

私が聞いているのは、4階建ては選択肢としてはもう外れているのかどうかということを知っているんですけど。

○ 中村教育委員会理事

4階建てにつきましては、検討としてやってはきましたが、ちょっと物理的に難しいというところで、4階建ては今現状では考えてございません。

○ 藤田真信委員

最終確認ですけれども、改築整備事業がこのまま進めば、5階建てに確定するというところでよろしいですね。

○ 中村教育委員会理事

基本的には先ほど申しましたように、C'案、さらにレイアウト等の見直しは必要かと思いますが、5階建てで検討をしていきたいというふうに考えてございます。

○ 藤田真信委員

ありがとうございます。

あと、運動場なんですけれども、やはり運動場が第1運動場と第2運動場ということで二つに分かれますよね。これはC案であろうが、先ほどなしになったというふうなお話でしたけれどもE案であろうが一緒なんですけれども、これを地下通路、要は道路の下に道を通すというようなもので基本的には確定ということよろしいですか。

○ 中村教育委員会理事

この図面にございますように、考えておりますのは、第2運動場を地下の隧道という形で抜いて、できるだけ公道を通らなくできるようにというふうに考えてございます。

○ 藤田真信委員

地元のほうから、地元というか大矢知の方のご意見から、この第1と第2運動場を何とか合わせて、少しでも広く運動場を確保できないかというご意見もあったと思うんですが、その辺の検討というのはされてきたんでしょうか。

○ 中村教育委員会理事

協議会資料のほうの12ページを見ていただきますと、実はここに市道が——12ページのC案のものの図面でございますが——第2運動場と運動場の間には市道が通ってございます。それで、ちょうど運動場の上、これ、北側になるんですが、今住宅がございまして。それで、この市道についてはやはり、地域の方のご意見を聞いたわけではございませんがなかなか難しいというふうに判断して、これを一体化するということは、今まで考えてはございません。

○ 藤田真信委員

可能性は模索しなかったということによろしいですか。

○ 中村教育委員会理事

実はこの市道といいますのが、建築基準法上の道路に当たってございます。ですので、これを廃止となると非常に難しい部分が多いというところで、ここは外していましたので検討はしてございません。

○ 藤田真信委員

簡単に聞きます。物理的に無理ということによろしいですね。

○ 中村教育委員会理事

物理的というと、これを一緒にすることは、構造的なものとか現場、施工上は無理ではないと思います。ただ、地元のご意見、それから当然周辺のご意見、それらを含めていた

だかないことには、合意形成が図られないことには難しいかなというふうに思っております。

○ 藤田真信委員

何かちょっと変わってきたような気がするんですけど、合意形成が図られれば可能ということでもよろしいですか。

○ 中村教育委員会理事

まず、市道につきましては当然市の所管ですので、例えば地域で、これについて、廃道するという可能性は、これはできなくはないと思います。ただ建築基準法上の道路につきましては、これに合わせたいわゆる接道というものがございますので、これについては済みません、今、現時点で可能かどうかというのは、調査をしないと回答は難しいと思っております。

○ 藤田真信委員

ごめんなさい、ちょっと変わってきているような気がするんですけど、調査をすれば可能性はあるということでもよろしいんですか。

○ 中村教育委員会理事

建築基準法上の道路として、それを廃止することで、周辺の家屋、その辺が建築基準法上、接道という形をとれば、それは可能性はございます。

○ 中森慎二委員

ちょっと請願審査から外れ過ぎているので、これは改築案の詳細の確認の話なので。五十歩譲って、木造案についての説明はしてもらいましたがけれども、藤田委員、ちょっと控えたほうがいいんじゃないですか。請願審査のほうに限って。

○ 藤田真信委員

はい、済みませんでした。

じゃ、請願審査の部分をメインに質疑させていただきます。

先ほど請願の提出者の皆さんから、保護者に対して署名をとっていただいているというふうなお話がありまして、保護者世帯の604世帯中の353世帯の皆さんが、この増築という案に対して賛同の意を示されていると。それに対して、教育委員会としてはどのように受けとめてみえるかお聞きします。

○ 長谷川教育総務課長

まず、今回のC案、全面改築案に対する保護者の方のご不安、これは何回か説明会を開催、保護者の懇談会開催という中で説明させていただく中で、なかなかやっぱりきょうの請願のお話でもあったように、ご不安を払拭できていないのは事実かなと思います。

その中で、やはり新しい学校に対する期待というところもご意見でいただいております、私ども教育委員会といたしましては、将来に向けて教育環境をよくしたいという思いからこのC案をぜひわかっていたいただきたいという、そのような思いであります。

以上です。

○ 藤田真信委員

C案に対して、保護者の皆さんのご理解というのはどの程度進んでいる認識でしょうか。

○ 長谷川教育総務課長

説明会、今回、11月にも保護者懇談会を開催させていただきましたが、まず新しい学校の様子であるとか、それから他校の、他の改築事例なんかもスライドで見せながら、新しい学校がこれだけ機能が上がるんだというところをご説明をさせていただきました。また、トイレについてもきれいになる。しかしながら、やっぱり運動場が使えないから、その部分につきましては体育指導等の工夫とか、そういうところのご説明をさせていただく中で、一定説明とか教育委員会の考え方についてはご理解いただいたと。

ただ、やはり子供たちのことを考えると2年4カ月も使えないのはかわいそうというご意見、それも強くあるというふうに受けとめております。

以上です。

○ 藤田真信委員

一定のご理解というのはどの程度の理解なんでしょうか。

○ 長谷川教育総務課長

表現が難しいんですが、運動場が使えないことに対してどういう工夫ができるかというところの工夫の内容についてはご理解いただいたと。例えば、授業で子ども広場であるとかプール跡地についてどう使うか、どんなことができるのか。それから、例えば運動会はどのようにやるのか。そして、ふだんの子供たちの体力づくりについてはどのような工夫をするのか。そのあたりをご説明させていただきまして、そのあたりの指導の内容についてはご理解いただいたというふうに考えております。

以上です。

○ 藤田真信委員

わかりました。ありがとうございます。

11ページで、今回の地元の大矢知地区の案に対して、10ページと11ページで現行の改築案との比較でいろいろと比較した結果、最終的には解決案として採用することは難しいと。現在の校舎の耐用年数経過後に全面改築の費用も必要となりと断定していますけれども、採用することが難しいというのが教育委員会としての結論ということではよろしいでしょうか。

○ 葛西教育長

私どもは今まで一貫して、やっぱり目に見えるような、そして施設課題を一体的に解決するという、そういう考え方でずっとやらせていただきました。ですから今回のご提案を精査させていただきましたけれども、やはり解決案としては採用することは難しいと、そんなふうに考えております。

○ 伊藤嗣也委員長

ほかにご質疑のある委員の方、おられますか。

○ 中森慎二委員

今は教育委員会からの補足説明を受けたということですね。

○ 伊藤嗣也委員長

そうです。

○ 中森慎二委員

どこかのタイミングから請願審査に入るわけですか。もう入っているということですか、請願審査に。

○ 伊藤嗣也委員長

そうです。本来は協議会の資料なんですけれども、今回出していただいて、そういうことです。

○ 中森慎二委員

だから、請願に対する委員会としての議論をしていいわけですね。

○ 伊藤嗣也委員長

そうです。お願いします。済みません、説明不足で申しわけございません。

○ 中森慎二委員

請願者からも午前中に陳述をいただいて、教育委員会の考え方も示していただいたということなんですが、私は、この請願は冒頭も申し上げたように、非常に重い影響力のある請願で、これは議会がどちらにしろ結論を出すことは非常に重たいことだと思っています。

きょう聞かせていただいた内容を双方の部分でいきますと、一般的な教室不足の対応はプレハブか、RC、鉄筋コンクリートの校舎増設で今まで教育委員会は対応してきましたよね。それと違う案が地元から示されて、市長のほうにお渡しをされて、きょうの請願に至りましたけれども、請願内容は木造にとらわれてはいないと。教育委員会としては、その部分も考慮した検討資料を出していただいたわけですが、私としては、加えて従来の教育委員会の手法としてやっていた教室不足の対策、プレハブであったり、鉄筋コンクリートの増設である場合の検討資料というのはここにはないわけですし、そういったことも教育委員会として可能なかどうかというところを、資料提出をいただきたいと思います。

そうすると、きょうの段階ではもう難しいと思うし、実は会派内でもそうですし、議会

全体との議論……、委員会での請願審査ということですので、限られた委員だけでの意見交換ということになるわけですので、私は少し時間をとって、今回の11月定例会議会としては、この請願は継続審査にして、2月定例会議会で請願の結論と。それまでに教育委員会、あるいは地元の方々にもお越しいただく必要もあるかも知れません。そういうことも含めて議会としては慎重に、これは扱っていくべきだというふうに思いますので、私としては、継続審査にさせていただいて2月定例会議会で結論を出し、当然理事者側としては予算案も平成31年度当初、上がっているはずですので、その請願の結果に付随した予算案の修正というのも伴ってくるんだらうと、私はこう思っていますけれども。そういう形で請願としては継続にさせていただくということの意見を持っていますので、またその後の扱いの中でご配慮いただければありがたいと思います。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

ただいま継続にすべきというご意見を賜ったということで理解を……。

○ 中森慎二委員

継続したほうがいいのではないかと。

○ 伊藤嗣也委員長

ということでご意見を賜ったと。

少しお待ちください。

お待たせしました、済みません。中森委員からは継続のご意見を賜りました。

他にご質疑は。

○ 山口智也委員

実は私どもの会派でも、請願については非常に重い内容ですので、会派でも検討を重ねてきました。

今年の2月定例会議会で改築整備事業費の予算を可決していると。附帯決議についても、まだまだ地元からすれば不十分であるかもしれませんが、市としては一定程度汗をかきながら対応してきたのも事実ではないかなと思っています。

こういった中、今回地元からこれまでにはない新たなご提案があったということで、これについてはやっぱり議会として議会全体で、先ほど協議会が出されたような資料も全議員でしっかり審議をする機会を設けるべきではないかと思えます。

決して地元のご提案をないがしろにするつもりは毛頭ありません。地元の意見というのは非常に重いですし、そういった少しでも地元の方のご意見も組み入れるところはしっかり組み入れるような形で、また、教育委員会が示してきた今回C'案、またE案になるかも——教育委員会としてはC'案となっていますけれども——これも並行しながら総合的に全議員でやはり議論すべきではないかと思えますので、私からも今回については継続でいくべきではないかなというふうに思っております。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。

中森委員、山口委員兩名から継続審査のご意見を頂戴いたしました。

○ 笹岡秀太郎委員

今回請願ということで地域のお声を聞かせていただきました。重い内容だというのは、先ほど発言された2名の委員からもおっしゃったとおりだなというふうな理解はいたします。幸いにも四日市市議会は通年議会制をとっていますから、全議員で扱うチャンスもこれは担保されていますし。

当初出されて、いろいろとアイデア、その対案として出された内容も、地元の皆さんは、議会あるいは行政がしっかりと議論を重ねていただいた内容を、これでしかいけないという意見ではなかったかなと。対案として出された一つの案というふうに私は受けとめます。

そこで、それはやはりの地域のほうがしっかりと議論を重ねていただいて、対立姿勢ではなく、この際しっかりと双方歩み寄れる一つのきっかけにしたいというのは、やはり重く受けとめるべきであるというふうに思えますので、ここは採否をしっかりと皆さんで議論をして結論を出すべきだというふうに思えますので、ぜひお願いしたいなというふうに思っています。

○ 伊藤嗣也委員長

笹岡委員からは採否をはっきりとるべきだということでございますが、他の委員の皆さん……。

○ 藤田真信委員

手続上の部分での質疑でもよろしいですか。

○ 伊藤嗣也委員長

はい。

○ 藤田真信委員

継続審議になったとします。継続審議になった場合に、例えば請願の審議がどこまで担保されるのかということと、あとは、例えば教育民生常任委員会の場合で継続ということを決めたとして、今回での手続的なところというのはどういうふうな感じになっていますか。ごめんなさい。勉強不足で申しわけないですけど。

○ 伊藤嗣也委員長

その辺の詳細、事務局のほうに説明させてよろしいでしょうか。
よろしくをお願いします。

○ 中嶋議会事務局主幹

事務局の中嶋でございます。

審査期限を延期していただいた場合の取り扱いについて説明させていただきます。

申し合わせによりますと、審査期限を延期された場合については、次の定例月議会の最終日までとなっております。

それから、もう一点、委員会で審査期限を延期すべきという意見が可決された場合、本会議において、また採決をとっていただくという流れとなっております。

以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

藤田委員、よろしいでしょうか。

それでは、他に。

○ 藤田真信委員

手続上はちゃんと理解させていただきました。

私も大矢知地区の自治会、大矢知地区学校建設委員会、そして保護者の皆様が、先ほどのお話からいくと、短期間ではあるものの、これ以上行政と対立を深めていくということだけは避けたいというふうな思いの中から、今回勇気ある請願を出していただいたと認識しています。

そういった意味ではしっかり今議会でその採否を議会としてしっかり示していく、そういう責任があるのではないかというふうに思っておりますので、しっかりと採決をとっていただければというふうに思っております。

以上です。

○ 諸岡 党委員

結論から言うと、私は、中森委員や山口委員がおっしゃったように継続審査すべきだと思います。

今、藤田委員がしっかりと議会で結論を出していくべきだというふうにおっしゃいましたけれども、ここで出すのはあくまでも8人の委員会だけの結論しか出せないんですよね。やっぱり本会議でもう一回それは採決をされるんだけれども、33人の議員全体でしっかりと説明を聞いて結論を出していくべきだと私は思います。その上で、今議会の中ではもうその時間ありませんから、しっかりと時間をとって、2月定例会議の最終日まで時間に時間をとって、全員で議論をして、勉強して、議会として責任ある決断を出していくのが本来論であると私は思いますので、継続審査に賛成です。

○ 伊藤嗣也委員長

委員の皆様……。

○ 笹岡秀太郎委員

今、事務局の手続の説明で、本会議で請願の可否を諮る、その結果がどうなるかという説明がなかったの。例えば継続が決まった場合、否決された場合の説明もしておいたほ

うが丁寧かなと思うので。

○ 伊藤嗣也委員長

事務局、説明をお願いします。

○ 中嶋議会事務局主幹

ご説明させていただきます。

審査期限の延期が本会議で可決されましたら、先ほど申し上げましたように、次の定例会議の最終日までとなります。審査期限の延期が否決された場合については、本会議で否決された後、すぐに採否を委員会のほうでまたとっていただく必要がありますので、採択、不採択かを委員会のほうで諮っていただくという流れになります。

○ 笹岡秀太郎委員

そうすると、例えば継続が否とされた場合は、本会議を中断して委員会を再開するということ。そのまま本会議ではないのか、それだけ、もう一遍。

○ 伊藤嗣也委員長

事務局、説明をお願いします。

○ 中嶋議会事務局主幹

本会議ではなくて、委員会のほうで採択か不採択かご判断いただくということになります。その後、再度、本会議のほうで委員長報告をしていただきまして、採択か不採択かを決めていただくという流れでございます。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいですか。

○ 中森慎二委員

私、この委員会でもお話ししたように、木造ありきの請願ではないということは非常に重要な受けとめをさせていただいているんです。よって、私が申し上げたように、従来、

教育委員会が教室不足で対応しているプレハブであったり鉄筋コンクリートの増設であったり、こういう案をちゃんと示していただく必要があると思うんですよ。

だから、そういうことは可能なかどうかということも我々も検証しないことには、軽々にこの請願の判断は、私はしかねるというふうな思いがあって、継続というものをお願い申し上げているということですので。結果はまだこの後、採決をとっていただくわけですので、わかりませんが、仮にそういうこと、継続ということに決まったとしたら、そういうような教育委員会としても資料づくりをしていただきたいと思いますし、提供もいただきたいというふうに思っていますのでよろしく願いいたします。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

委員長から申し上げます。

採決の前に、審査期限の延期を求めるご意見がございました。

したがいまして、挙手にてお諮りをいたします。

審査期限の延期を求める意見があったということでございます。よろしいでしょうか、委員の皆様。請願第2号大矢知興譲小学校の将来予想される普通教室不足の課題解決を求めることについて、審査期限の延期を求めることに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。賛成多数ですので、本件については審査期限の延期を求めることといたします。

[以上の経過により、請願第2号 大矢知興譲小学校の将来予想される普通教室不足の課題解決を求めることについて、採決の結果、賛成多数により審査期限の延期を求めることと決する。]

○ 伊藤嗣也委員長

以上で請願第2号の審査を終了いたします。

請願者の方はお疲れさまでございました。ご退席ください。

理事者の入れかえがございますので、ここで休憩をいたします、5分ほど。35分再開でお願いいたします。

13:28 休憩

13:35 再開

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、予算常任委員会教育民生分科会といたしまして、議案第46号平成30年度四日市市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第10款教育費、第2項小学校費（関係部分）、第2条債務負担行為の補正（関係部分）について審査を行います。

議案第46号 平成30年度四日市市一般会計補正予算（第5号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第10款 教育費

第2項 小学校費（関係部分）

第2条 債務負担行為の補正（関係部分）

○ 伊藤嗣也委員長

本件につきましては、議案聴取会において追加資料の請求がありましたので、追加資料の説明をお願いいたします。

○ 川邊教育支援課長

失礼いたします。教育支援課長の川邊でございます。

それでは、タブレットのご準備をお願いします。

03教育民生常任委員会、20平成30年11月定例月議会、03教育委員会、予算分科会、一般議案追加資料の20分の4をお開きください。よろしいでしょうか。

議案聴取会のほうで山口委員のほうから、学校・園情報メール配信システム、いわゆる

すぐメールの業務委託について追加資料請求をいただきましたので、ご用意させていただきました。簡単にご説明させていただきます。

1番目は利用内容でございます。これは運用規約より抜粋をしてまいりました。目的は書いてあるとおりでございます。配信する情報ですが、幾つかあるんですが、第3条の1項に書いてある中の(1)、ここが今、主に使っている部分でございます。あとはお読みください。

次、5ページへ行ってください。

すぐメールの主な機能でございます。主なものを6点にわたって述べさせていただきました。グループ別メール配信機能であるとか、あと、携帯電話や携帯端末から配信ができる。あと、空メールで登録ができる等の特徴を機能として書かせていただきました。

それから、3番が活用状況でございます。メールアドレスの登録数と月別の配信数について、昨年度と今年度分をまとめさせていただきました。今年度分については10月まででございます。

4番目、最後ですが、来年度新たに契約更新ということで、新たな機能は追加されるのかということをご質問受けましたのでそこにまとめさせていただいたんですが、現在利用している、すぐメールの機能、性能という部分は、学校、園におけるメール配信のニーズを満たしておりますので、同様の機能、性能を要する配信システムを入札によって契約したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○ 大森図書館長

図書館、大森でございます。よろしくお願いたします。

資料6ページをごらんください。

中森委員からご請求いただきました市立図書館空調機器関係業務委託についてでございます。左側、図書館施設総合管理業務委託（空調機器設備部分）と右側、図書館空調機器保守点検業務委託の空調機器に関する業務の違いということでご請求をいただきました。

まず、左側、図書館施設総合管理業務委託でございますが、これは資料の業務内容をごらんいただきますと、一言で申しますと日常の確認、記録等を実施ということでございます。内容につきましては、冷暖房、換気等の機器の日常の運転操作、運転状況の監視、運転時間等の運転記録を作成していただくというものでございます。

次に、右側、図書館空調機器保守点検業務委託につきましては、定期点検、故障時緊急対応等、専門的に実施していただく業務でございます。空調機器の種類と業務内容につきましては資料に記載のとおりというところでございます。

続きまして、資料7ページをごらんください。

山口委員からご請求いただきました公立図書館等図書物流業務委託における図書の冊数についてでございます。資料は平成29年の実績につきまして、搬送元から搬送先への実績を記載させていただいております。

続きまして、資料8ページをごらんください。

こちら山口委員からご請求いただきました平成29年度自動車文庫停車場所別貸出冊数でございます。資料は地区名と停車場名、年間の貸出冊数を記載させていただいております。

説明につきましては以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。

○ 松岡副教育長

副教育長、松岡でございます。

資料は9ページをお願いいたします。

中森委員さんのほうから、債務負担行為の限度額の内訳についてということで資料請求をいただきました。

9ページから15ページまで全部で19件ございます。件名、事業概要、限度額、内訳等々、ページによりまして2件、3件ございますが、要点をかいつまんでご説明をさせていただきたいと思います。

まず、9ページ、一番上の自然教室のバス借り上げでございますけれども、1980万円で、平成31年度までという期間でございます。内訳といたしましては、バスの借り上げ料と中日のバスの利用代ということで積算をしております。

それから、下の教育機関向けマイクロソフトソフトウェアライセンス使用料でございますが、1935万7000円で、平成31年度までということで、ここは主にライセンス使用料でこのような金額になってございます。

10ページをお願いいたします。

学校・園情報メール配信システム業務委託費ございまして434万3000円、平成33年度までということでございまして、これも主にシステム利用料でございます。消費税の改定に伴うというところで内訳を分けて記載をしております。

次が真ん中の表でございますけれども、内部東小学校屋上防水事業費でございます。平成31年度までの期間で、防水工事費の2143万円と諸経費、消費税という内訳になってございます。

それから、下の保々小学校屋上防水事業費でございますが、4520万円、平成31年度までというところで、同様に防水工事費3165万円何がしということになってございます。

11ページをお願いいたします。

上の表でございますけれども、図書館施設総合管理業務委託費としてございまして6480万円、平成33年度までというところでございまして、この内訳といたしましては直接人件費、それから共通費というところの内訳をお示しさせていただいております。

それから、表の下でございますけれども、博物館特別展展示造作業務委託費でございます。280万円、平成31年度までというところでございまして、これは4月当初に開催予定をしております特別展の内容でございまして、内訳のところ、宣伝用バナー、看板製作等々の詳細を記載させていただきました。

続きまして、12ページをお願いいたします。

一番上の表でございますけれども、登校サポートセンターふれあい、これの清掃業務委託でございまして145万円というところで、平成31年度までの期間となっております。日常清掃業務、定期清掃業務、ガラス清掃業務等々で、内訳を①から⑦のところへ表記をさせていただいております。

それから、次に、真ん中の表でございますけれども、図書館空調機器保守点検業務委託でございまして305万2000円、平成31年度までというところでございます。内訳は冷房設備の点検、それから暖房設備点検、定期点検というところの内訳を記載させていただいております。

表の下は博物館消防設備保守点検業務委託でございまして、消防法に基づく法定点検を行うための費用の積算でございまして、年間2回の業務の費用になってございます。88万4000円で、平成31年度までという期間でございまして。

それから、次は、13ページをお願いいたします。同じく博物館の自家用電気工作物保安

管理業務委託でございまして、こちらは電気事業法に基づきます法定点検でございまして、月次の保守点検と年次の保守点検を行うというものでございまして66万6000円で、平成31年度までとなっております。

それから、表の真ん中でございますけれども、こちらは旧となっておりますが、笹川西小学校跡地管理業務委託でございまして、平成31年4月に笹川東小学校、笹川西小学校が統合することに伴います跡地管理の費用となっております。限度額といたしましては80万円で、平成31年度までというところで、内訳は人件費、交通費等々の内容となっております。

それから、表の下でございましてけれども、小学校英語指導員派遣業務委託でございまして、限度額は1239万1000円で、平成31年度までというところで、単価と、それから消費税の改定部分を合わせた内訳を記載させていただいております。

それから、続きまして14ページでございまして、教育センター・小中学校職員室及び児童生徒用コンピューターの運用支援業務委託でございまして、障害発生時のサポート等、コンピューターに関する種々の支援をいただくというところの内容でございまして、限度額は460万円、平成31年度までとなっております。単価時間に見込み時間を掛け合わせまして積算をした内訳をごらんになっていただけるというところでございます。

それから、真ん中の表でございましてけれども、学校給食配送業務委託でございまして、こちらは小規模校2校をグループ化する、なかよし給食の配送の業務でございまして、限度額731万円、平成31年度までというところで、1行程の単価に配送日数を掛け合わせた内訳を表記させていただきました。

それから、下の表でございましてけれども、小学校の検便業務委託でございまして、給食調理員の検便を実施ということで、限度額112万8000円、平成31年度までというところでございます。

それから、次のページ、15ページをお願いいたします。

一番上の表でございましてけれども、公立図書館等図書物流業務委託でございまして、こちらは利用者の方が市内の三つの図書館のどこでも貸し出し、返却ができるというところのための集配業務でございまして、これを物流事業者へ委託をしているものでございます。限度額は176万円、平成31年度までというところで、上半期、下半期というところで内訳を表の中に記載させていただきました。

それから、真ん中の表でございましてけれども、移動図書館運転等業務委託でございまして

て、こちらは移動図書館の運転を委託するというところでございます。限度額317万円で平成31年度までというところでございます。人件費、それから車両に係る維持管理費を合わせました金額内訳を表に記載させていただきました。

それから、最後になりますが、博物館の移動天文車運行等業務委託、きらら号でございしますが、この運行業務の委託でございまして、限度額が76万2000円ということで、平成31年度まで。年間の回数と時間数を掛け合わせた内訳を表のほうに表記をさせていただきました。

資料のほう、説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。説明、以上でよろしかったでしょうか。

説明はお聞きのとおりでございます。

これより質疑に入ります。ご質疑のある委員の方は、挙手にてご発言願います。

○ 山口智也委員

ありがとうございます、資料をご準備いただきましてありがとうございます。

まず、学校・園情報メール配信システムついて伺います。

この仕組みは子供の安全にとって非常に重要なシステムだというふうに捉えております。今回新たなシステムで何が変わるのかなというふうに思っていたんですけども、ご説明では、これまで同様、委託内容も機能も特に変わらないということによかったと思うんですけども、これまで運用してきて、特に何か課題があるとかそういったところというのは、何か捉えていることはありますでしょうか。

○ 川邊教育支援課長

課題というか、学校現場からすると、一つ配信しにくいなという部分につきましては、クラス単位での配信が今のところできないんです。その原因というか主なことは何なのかというと、4月当初にクラス分けを全部した名簿を業者に登録し直してもらわなあかんと。今は学年単位なんですね。学年単位だとそのまま上へ上げるだけなので、その辺、4月当初からの配信が可能であるというところについて、何とかクラス単位でできないかなというふうなことは課題にはなっているんですが、現状のところ、なかなか難しいので、今

のところ、チェックした人だけに送れないのかなとか、今のところは、一斉に配信しかないんです。選択配信ができないので、学年については。その辺ができないのかなというあたりは、今議論はしているところでございます。

以上です。

○ 山口智也委員

今回そういったことについては先送りして、新たなシステムの中には導入しなかったということなんでしょうか。

○ 川邊教育支援課長

今現在のところ、業者にそのあたりができるのかどうかも含めて、一度投げてみようかなというところで、今検討はしております。ただ、それによって、また予算が伴うのであれば、また次になるかなと思うんですけれども、現状は今のところ、クラス単位の配信については、題名のところに学級名を書くことによって、どのクラス対象かというのはわかるように学校は配慮しておりますので、現状特に困ったという声は聞いておりません。

以上です。

○ 山口智也委員

わかりました。使い勝手がいいように、ぜひまた改善ができるのであれば、次回またお願いしたいなと思います。

それから、すぐメールの登録者数を今回出していただきましたけれども、これは100%の保護者が利用しているということの理解でよかったですでしょうか。

○ 川邊教育支援課長

これは100%ではありませんが、登録者数的には、学校ごとに登録の割合は出しておりますので、今何%かと、ここでお答えできないんですが、ほぼ100%に近い数の割合。

それから、一つ把握しにくいところとしては、一家族で3アドレスまで登録できますもので、要は何人というのが数えにくいというのは現実あるんですね。1メールの人もいますし3アドレスの子もいますので、そのあたりについては、把握しにくいというのは現実ありますが、ほぼ90%以上は登録されているというふうには把握しております。

○ 山口智也委員

わかりました。うちも私と家内と2アドレスに送っていただいているんですけども、まだ1家庭でも、まだ一つもアドレスを受信していないというところがあるというふうに、今の説明を聞くとわかりましたので、そういったところ、なかなか100%はご家庭の事情によって難しいところはあるかもわかりませんが、必須の情報の伝達手段だと思いますので、100%に近づけていただくようにさらに努力していただきたいなと感じました。

次に、図書物流業務の資料も準備していただきました。ありがとうございます。

それぞれ、今、詳細に何日、車が動いているというのが内訳で見て数字を出していただいたんですけども、感覚的にわかりやすく言うと、大体この図書物流というのは週にどのくらいのペースで車が動いているのかというのが知りたいんですけど。

○ 大森図書館長

まず4回物流といいまして、この3館、あさけプラザ、図書館、楠交流会館図書室、それと駅前ポスト、この4カ所を物流で回っているのが実績といたしまして152日、152回ということでございます。それと3カ所、例えば図書館、そしてあさけプラザ、駅前というような形で3カ所の場合が年間で7回行っております。そして1カ所のみというのが97日と、97回ということでございますので、合計して256日稼働しておるということでございます。

○ 山口智也委員

ありがとうございます。

そうすると、256日というと相当細かく動いていただいているんだなというふうには思うんですけども、そこに前々から課題であった四日市公害と環境未来館の約1万冊の蔵冊というのをここに組み入れることができないかというのは、以前から話があったかと思えます。

四日市は産業都市ですので、内容というのが、よく四日市公害と環境未来館にも、そういったものが収蔵されているということを考えると、図書物流の仕組みの中に四日市公害と環境未来館の蔵書の部分を仕組みに入れていくべきではないかなというふうにも感じるんですけども、そのあたりのご検討ぐあいはいかがでしょうか。

○ 大森図書館長

そのあたりにつきまして、四日市公害と環境未来館の職員の方とも話はしておったんですけども、今現状といたしましては、四日市公害と環境未来館の図書というのが予約はできない状況でございます。ですので、システム的大幅な改修が必要になってくるということが1点ございます。

また、物流になりますと、図書が回ってきますと、図書を例えばこの本は本館に、この本はあさけプラザに回すとなると、いろいろ作業が必要になってまいりますので、人的な部分とスペースの問題の課題もございます。

ただ、四日市公害と環境未来館のほうも、今後やはり図書というような中で、例えば新図書館の際にはそのような形でも検討できないかなというふうには、話はしておるんですけど、ただ、他部局との調整も入ってくる内容です所以说のところもあるんですけども、今はそういうような状況でございます。

○ 山口智也委員

いずれ組み込んでいく必要があると思いますので、そういった方向で検討を重ねていただきますように、重ねてお願いをいたします。

それから、続きまして、移動図書館の件でも資料準備していただきまして、91カ所、今、市内で動いているわけですけども、資料によると、33冊の貸し出しというところもあれば、桁がだいぶ変わって3234冊というところもあるというふうに今わかったわけなんですけれども、非常に差が大きいと。長年続けていくとその地区の人口の構成も変わってきますし、同じ地区でも、もう少し場所を変えたら使い勝手がいいというような地区もあると思うんですよね。団地でもやっぱり高齢化の進展ぐあいやっぱり変わってきますので。そういったところで、大分差が大きいところが今回はわかってきたので、もう少し使い勝手がいいように、この91カ所をもう一度見直して、例えば5年たったら一回見直して、場所をまた検討するとかという、そういったことも必要かなというふうに感じましたので、ぜひその点、お願いしたいなと思います。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

ご意見でよろしいですか。

他にご質疑は。

○ 藤田真信委員

すぐメールの件で関連なんですけど、基本的には、新しい追加資料の中で、現在利用しているすぐメールがニーズを満たしており、次回も同等のということで、入札なので何ともあれなんですけど、基本的にすぐメールを想定していただいているということによろしいですよ。

○ 川邊教育支援課長

基本、そのまま継続できれば、登録のし直しとかという部分が不必要になってきますので便利かなと思います。何せ入札なので、同等機能であればそのまま受け入れたいと思います。

○ 藤田真信委員

まさしくおっしゃっていただいていたところだけが心配なところで、もし配信のものが違うと、またメールの登録のし直しとか、そういったところが出てくると思うので、そこだけまた、もし変わるのであれば早急に対応していただくということが必要かなということで。

○ 伊藤嗣也委員長

他にご質疑のある委員の方、おられますか。

○ 中森慎二委員

図書館の空調機器の関係業務委託について資料を出していただきました。

6ページを見ていますが、図書館施設総合管理業務委託の中の空調機器設備部分を抜き出していただいているんですが、図書館施設総合管理業務委託は年間1967万円という予算見込みをしているんですが、この1967万円のうち、空調機器の設備部分ってどれくらいの額になるんでしょうか。

○ 大森図書館長

資料の11ページで、設備管理業務というところに上げさせていただいておる中の内数になってまいりまして、申しわけございません、今すぐ数字を申し上げられないんですけど、その中の内数という形でございます。

○ 中森慎二委員

でも、これは直接人件費の部分だけなので、共通費の部分の割込みも入ってくるわけですよね。

この設備管理保安業務217万5000円のうちの何分の1かということですか。

○ 大森図書館長

そういう形でございます。何分の1かという形でございます。

○ 中森慎二委員

余り細かいことは言いたくないんですが、出していただいた総合管理業務委託の空調機器設備部分が幾らかを知りたいんですよ。だから資料を要求したんですが。

その隣の保守点検業務、同じ空調の設備点検業務委託は年間305万円なんですよ、出していただいた資料からすると。

それと対比して、管理業務委託のほうは目視点検だけなんですよ、やっているのは、基本的に。点検業務委託のほうはちゃんと点検している費用を見込んでいるわけですよ。その金額を対比してみて、目視点検しているだけなのに金がかかり過ぎているんじゃないかって僕は思っているんですよ。そういう意味で聞いているんですけど、それは出ないですか、資料は。

○ 大森図書館長

設備点検の中には、1人業務に携わっていただいております方がおみえなんですけれども、その方は、実際業務的には目視点検プラス、例えばトイレが故障した場合の修理とか、それとか外周の掃除、また何かトラブルがあったときに、電球の交換、そういったことも一括してやっていただいておりますというところがございますので、そのような方が1人常駐していただいておりますという状況でございます。

○ 中森慎二委員

いや、故障した場合は保守点検業務委託のほうに入るわけでしょう、故障時の緊急の場合等というのは、こちらの業務委託でやっているわけで。電気交換というのは、別に空調と関係ないんじゃないの。

○ 大森図書館長

その方は、実際、設備全般、運営施設の管理全般を1人で設備も含めて業務としてやっていただいております。

いろんな業務のある中の一つの目視点検でありますとか、そういったところを業務としてやっていただいておりますをお1人配置していただいておりますというところでございます。

○ 中森慎二委員

よくわからないな。だから重複委託になっているんじゃないかという気がするんですよ、日常とは言いながらね。目視点検するだけなら職員だってできるんじゃないですか、こんなの。異常があれば保守業務委託しているところ連絡して、直してくださいと言えいいだけの話じゃないの。そういうことじゃないんですか。

○ 大森図書館長

その方は、基本的に目視点検、異常点検、数値的なもの、基本的に電氣的知識をお持ちの方で、その方が日常、通常業務の中で見ていただいておりますというところでございます。

○ 中森慎二委員

一遍、その金額を出してください。それから話をしましょう。

○ 伊藤嗣也委員長

資料を早急に用意できますか。

○ 大森図書館長

用意させていただきます。

○ 伊藤嗣也委員長

中森委員、採決に影響は。

○ 中森慎二委員

影響します。

○ 伊藤嗣也委員長

急いでお願いいたします。

他の委員の方、おられますか。ご質疑のある委員の方、おられますか。

○ 藤田真信委員

追加資料ではなくてもいいんですよ。

○ 伊藤嗣也委員長

説明は追加資料であっただけで。

○ 藤田真信委員

簡単にぱぱっと2点だけ。

債務負担行為の追加分なんですけど、今回追加資料でも出していただいた、13ページ、小学校の英語指導員の派遣業務委託ということで、HEFの話なんですけど、詳細を出していただいているので内訳は十分わかったんですが、昨年度1600万円ぐらいの追加やったと思うんですけど、これ大分と減っていますよね、1200万円ぐらいに。これ、何か、例えば38校が37校になったというのももちろんあるとは思いますが、これだけ減額している何か理由というのがあるかどうかだけ。

○ 高橋指導課長

昨年度との対比ということでお尋ねがありましたけれども、HEFのほうなんですけど、4名であったところを3名というようなところで補えるということで、この額になりました。

○ 藤田真信委員

すっきりしました。

あと、もう一つ同じようなところで、どこへ行ったかな、ごめんなさいね、ちょっと焦っちゃって、消えちゃったな。すぐ探します、もう一つ気になってたところがあったんですけど、どこかへ行っちゃったんで、一旦ごめんなさい。

○ 伊藤嗣也委員長

他の委員の方、ご質疑は。

○ 山口智也委員

追加資料のところだけですか、今、まだ。まだ追加資料のところだけですね。全体にいいんですか。

○ 伊藤嗣也委員長

補正予算の議案第46号ですね。お願いします。

○ 山口智也委員

細かいところの確認だけなんですけれども、先ほどの中森委員の図書館の管理の部分で前々から気になっているところが一つあって。保守点検の中で、本というのは割とデリケートなものなもので、実際、閉架書庫も含めて本が置いてある場所の温度とか湿度というのが日ごろから管理されておるのかなというのは前から疑問にあったんですけれども、現状いかがなんでしょうか。

○ 大森図書館長

湿度、温度まで正確に毎日記録しているかというものは実際にはしておりません。できる限り、扇風機等を使ってさらに空気を循環させておるという状況でございます。

○ 山口智也委員

ほかの全国的な図書館の管理状況を調査した上でそういった管理、日ごろの温度、湿度

の管理というのは必要ないというふうに図書館としては判断しているのでしょうか。

○ 大森図書館長

やはり湿度とか温度は、本に対してはダメージとなりますので、そのあたりは少し改善をしていく必要があるとは思っております。

○ 山口智也委員

間違いなく新しい図書館については、そこら辺の管理というのは徹底していただきたいと思えますし、現在の図書館においてもできる部分、もし可能であれば、特に湿度ですよね、そこら辺のところはまだ徹底されていないと思えますので、改善できるのであればしていただきたいなというふうに思っています。

委員長、もう一点だけ。

補正予算のものの資料の36ページに、私も地元なんですが川島小学校の法面対策事業があったかと思えますけれども、今回の事故を受けまして、今後のそういった法面の管理体制をどう見直したのかというところを確認したいなと思っていたんですが。

○ 広瀬教育施設課長

教育施設課の広瀬でございます。

今回、川島小学校につきましては、このような災害があった後、通学路を変更して対応しておりましたけれども、通学路を変更したところがどうしても危険だということで、今現在、管理職のほうで毎朝点検を行って、異変がないかどうかといったことを確認した上で、児童生徒を通させてもらっているということでございます。

こういった急傾斜地につきましては、台風の災害があったときに避難をするということで、現在、こういった傾斜地がある各学校については避難計画、例えば川島小学校ですと土砂災害に関する避難確保計画というのを策定しておりますので、そちらのほうで、例えば日ごろ、まず日常点検を行う。で、警報とか災害の避難警報が出たときにはどのように避難をするといったことを各学校のほうで、傾斜地がある学校については計画をつくっております。

○ 山口智也委員

実際その計画どおりに、日常の点検、それから台風時などの災害時の点検というのが、実際に計画どおりにしっかり行われるように、今回のこの事故を教訓に、やはり再徹底するように、学校に定期的にその点は伝えていっていただきたいなというふうに感じておりますので、その点、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

他にご質疑のある委員の方おられますか。少しお待ちください。

委員の皆様申し上げます。先ほど中森委員からの資料につきまして、もう少し時間がかかるということで、次の議案にと思つておつたんですが、理事者の入れかえを伴いますので、ここで少し休憩をとらせてください。

再開は各会派のほうに書記のほうが行きますのでよろしくお願ひいたします。

14 : 10 休憩

14 : 25 再開

○ 伊藤嗣也委員長

委員の皆様には申しわけございません。資料がまだ整っておりませんので、先に議案第70号のほうを扱わせていただきますので、委員の皆様、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、議案第70号四日市市就学支援委員会条例の一部改正について審査を行います。

議案第70号 四日市市就学支援委員会条例の一部改正について

○ 伊藤嗣也委員長

本件につきましては、議案聴取会において追加資料の請求がありましたので、追加資料の説明をお願いします。

○ 川邊教育支援課長

まず、追加資料の説明について簡単にご説明申し上げます。

タブレットですが、03教育民生常任委員会、20平成30年11月定例月議会、03教育委員会予算分科会、一般議案追加資料、先ほどの続きでございます。その20分の17をごらんください。よろしいでしょうか。

荒木委員のほうから資料の請求をいただきました。

まず、17ページは7月23日の所管事務調査のときにご提出した資料でございます。これは就学相談のスケジュールでございます。

続きまして、18ページ、これも同じく所管事務調査のときに出させていただいた資料でございますが、もう一度再掲をさせていただきました。これは、今度は障害のある児童生徒の就学先決定までの流れでございます。どのようにして就学先が決定していくのかということについてお示ししたものでございます。

続いて、19ページです。ここは就学相談の状況でございます。昨年度までの相談の人数、あと、就学に係る判定と就学先を一覧表でまとめさせていただきました。これは8月定例月議会のほうで出させていただいた資料でございます。

それから、今回新しく資料請求いただきましたのが最後のページ、20ページでございます。今回、お諮りします四日市市就学支援委員会の委員名簿でございます。

以上、追加資料の説明は終わりたいと思います。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。

それでは、説明はお聞き及びのとおりでございます。

これより質疑に入ります。ご質疑のある委員の方は、挙手にてご発言願います。

○ 荒木美幸委員

資料、ありがとうございます。ご説明いただきました。

今回、条例の一部改正ということで、名称が変わります。これにつきましては、もちろん

ん異を唱えるものではありませんけれども、少し内容について、余り深く触れる——条例ですので——ところではないのかもわかりませんが、少し2点ほど確認をさせてください。

名称が変わることによって、これらの取り組みを一層推進していくという、そういうことなんですけれども、一つは、幅広く相談を受けるということで、今、主に5歳児がその対象になっているかと思いますが、やっぱり昨今の状況を見ますと、それよりも小さい4歳児、あるいは3歳児という段階からご不安を持っていらっしゃる保護者の方も少なくないとお聞きをしております。また、そういった方々が学校の見学をしたいとかというようなことを申し出る場合においては、なかなかそれがかなわないという状況もお聞きをしております。

今回、この条例で名称が変わることによって教育支援という視点から、そういった幅広く、主に5歳児ということではなくて、もう少し早期の段階から相談を受けていくといったようなお考えはないのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○ 川邊教育支援課長

17ページのところを見ていただきますと、先ほどの資料でございしますが、年中の4歳児から、ここは主にこども発達支援課のほうでやっておるんですけれども巡回相談というのをやっております。ここは4歳児のところから、もう既に相談をかけ始めています。

このこども発達支援課のほうには小学校籍の教員——うちの教育支援課と兼務の指導主事——が1名おりますので、そこが要はコーディネートをしながら、4歳児で巡回相談をした情報をこの先の就学相談に結びつけることについてはうちのほうへ情報を上げていくというふうな、その接続を滑らかにしながら5歳児の就学相談へつなぐという取り組みは、今現在もうやっております。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。

例えば、こども発達支援課さんを通さずに、直接学校のほうに少し見学をさせてくれなにかとか、そういったお声があった場合に、なかなか少し難しいというお返事をいただくことが多い。そういったときの橋渡しはどうされていきますか、これから。

○ 川邊教育支援課長

保護者様が私ども教育支援課のほうへお電話いただいたときは、こども発達支援課を窓口、4歳児の場合は通します。5歳児の場合はうちで受けて、そのまま学校へつなぐことはあるというふうに思います。

ただ、一応、基本的には園を通して言っておいていただくようにということは今、働きかけはしておるんですけど、やっぱり直接お電話あるときがありますので、そのときは、それは必ず園を通してくださいという言い方じゃなくて、うちも受けながら園と連携をとって、相談をうまくつなぐようにはしております。

○ 荒木美幸委員

そういったご相談があった場合、丁寧に、きちんと受けとめて対応をお願いしたいと思います。

それと、もう一点は、今度は学校が決まってからの流れで、追加資料の18ページ。フローとして、再掲ではありますけどお示しをいただいています。この一番最後の米印のところに就学先決定後も柔軟に就学先の見直しを行うといったのがあるんですけども、これは決算のときも少しお話をしましたが、やはり学校に行ってから、そこでいろんなトラブルが起こったり、あるいは合う合わないというのもありますので、そういったところ、就学させたからいいのではなくて、その就学先がその子にとってその学校が合っているのか、あるいはそのクラスが合っているのかというのもしっかりと検証していく必要もあろうかと思えますし、そういった機能をこの支援委員会の中でもやっていただければいいなと思っておりますが、その辺のお考えはどうでしょうか。

○ 川邊教育支援課長

この就学支援委員会の中で、やっぱり転籍、転学の相談というのも同時にやっておりますので、例えば学校、保護者と相談していただいて、地域コーディネーター等の観察を経て、やっぱり特別支援学級から通常学級へ、逆もあります、通常学級から特別支援学級へというのも結構年間ありますので、そのあたりはそこで審議をさせていただくという形で、1年生で就学先が決まったらもうそのままということではなくて、やっぱりずっと毎年、年5回、今やっているんですが、5回の中で見直しを行っていくということは今現在もやっておりますのでございます。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございました。

今年度、少し行き違いがあって、いろいろトラブルも起こったこともご存じだと思いますので、そういったことが今後ないようにしっかりと連携をとりながら、就学先の検証であったり、見守りであったり、見直しであったりということをきちんと進めていただきたいと思います。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

他にご質疑のある委員の方おられますか。

○ 藤田真信委員

教えてください。改正の内容の3番に、障害のある児童生徒等の対象を拡充と書いてあるんですけど、これって具体的にはどんなのが入るのか。

○ 川邊教育支援課長

今までの条例には、学校教育法施行令の昭和28年政令第345第18条の2に規定するといふようなところがひっついておりました。これは、今でもそうなんですが、特別支援学校へ行くか行かないかの判定をするというような条文なんです。ところが、今現在も特別支援学校判定はもちろんするんですが、それ以外に特別支援学級へ行くか、通常学級へ行くかという判定も合わせてここでやっているんで、この条文を外して拡大していくと。今現在、もう既にそういうふうなこと、機能は果たしているんですが、もう条例上これを明記しようというふうに変えさせていただきました。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいですか。

他にご質疑のある委員の方おられますか。なしでよろしいですか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

他にご質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。討論のある方、挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

別段討論もないようでございますので、これより採決を行います。

反対表明もないため、簡易採決により行います。

議案第70号四日市市就学支援委員会条例の一部改正については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決するものと決しました。

[以上の経過により、議案第70号 四日市市就学支援委員会条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 伊藤嗣也委員長

資料がまだ届きませんので、議案第46号の補正予算につきましては、資料の提出がされましたら審査を再開させていただきたいと思っておりますので、先にこども未来部の審査に入りたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、一旦教育委員会さん、留保ということでよろしく願います。

これだけ待ったけど、できやんで、ちょっと。

(発言する者あり)

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。終わりと違いますので、教育長。留保でございます。

どうも済みません、お待たせしました。

それでは、これよりこども未来部に関する議案の審査を行います。

まず、部長からご挨拶をお願いします。

○ 川北こども未来部長

皆さん、こんにちは。こども未来部でございます。

こども未来部につきましては、予算常任委員会教育民生分科会といたしまして補正予算、あるいは債務負担行為。それから、教育民生常任委員会といたしましては議案を4本でございます。いずれも丁寧なご説明に努めたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

議案第46号 平成30年度四日市市一般会計補正予算（第5号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第3款 民生費

第2項 児童福祉費（関係部分）

第2条 債務負担行為の補正（関係部分）

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、予算常任委員会教育民生分科会として、議案第46号平成30年度四日市市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第2項児童福祉費（関係部分）、第2条債務負担行為の補正（関係部分）を議題といたします。

本件につきましては、議案聴取会において追加資料の請求がありましたので、追加資料の説明をお願いします。

○ 大西保育幼稚園課長

保育幼稚園課の大西です。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、先日の議案聴取会でご請求をいただきました追加の資料を説明させていただきます。

タブレットでございます。03教育民生常任委員会、20平成30年11月定例月議会、07こども未来部の予算分科会資料をお願いいたします。

○ 伊藤嗣也委員長

はい、どうぞ。

○ 大西保育幼稚園課長

それでは、資料3ページをお開きください。

私立幼稚園就園奨励費補助金についてでございます。

これにつきましては、荒木委員からご請求いただきました資料でございます。私立幼稚園就園奨励補助金の平成30年度の階層ごとの補助限度額の一覧でございます。なお、先日の議案聴取会で申し上げたとおり、第3階層の第1子、第2子の限度額のみ増額されており、前年度の金額は下の段に明記しております。

次でございます。資料4ページでございます。

楠地区認定こども園設計業務委託費についてでございますが、こちらは中森委員から総合評価方式を採用した理由、また、荒木委員からは平成33年9月開園における課題の整理ということで、資料請求をいただいております。

資料をごらんください。

1、工事の入札に関して総合評価方式を採用した理由でございますが、当初こども園整備に係る撤去、改修、増設の工事を一般競争入札で想定していたが、基本設計を進める中、増設に係る工事費用が相当程度かかってくるようになってきたため、過去の実績や技術力などを加味する総合評価方式による入札に変更いたしました。

次、2でございます。2、年度途中の開園による考えられる現在の課題とその対応につ

いてでございます。三つの項目で整理をさせていただいております。

まず、課題①の楠地区認定こども園開園時における保育園・こども園（保育認定）の入所調整についてでございます。

開園前の平成33年4月からの入所に関しましては、募集園はくす北、くす南、それぞれ保育園でございまして、申請時期は1次募集、平成32年9月、2次募集、平成32年10月から平成33年1月と通常どおりであり、また、平成33年5月から8月までの入所に関しては、募集園はくす北保育園、くす南保育園のままであって、申請時期も入所希望月の約1カ月前としております。

次に、開園後でございます。開園後の平成33年9月から平成34年3月までの入所に関してですが、募集園はこの開園する楠地区認定こども園となり、申請時期も入所希望月の約1カ月前までであって、他園からの途中転園は受け入れず、翌年度の4月入所の申請をしていただく予定をしております。

次に、課題②平成33年9月の年度途中から集団規模や施設が変わることによる園児への戸惑いへの対応についてでございますが、4歳児、5歳児は、こども園の工事中は幼稚園の運営を楠南幼稚園舎で行うことにより、くす南保育園に近くなることから、平成33年4月から園児交流の場を設定してまいります。また、同時に保育士と幼稚園教諭が開園までに園児たちの様子について情報交換を行い、こども園での保育環境の整備を進めてまいります。

最後に、課題③園行事に関して楠地区こども園の開園前と後の整合性についてでございますが、対応といたしましては、園行事に関して統合される各園は、平成33年9月の開園を見据え、平成33年4月から8月までの園行事の計画を平成32年度中に立てるよう協議を行っていくこととしております。

以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

○ 今井あけぼの学園長

あけぼの学園、今井と申します。どうぞよろしく申し上げます。

続きまして、5ページのほうをごらんいただきたいと思います。

あけぼの学園運行管理業務委託費についてでございます。

こちらのほうは、山口委員から通園バスのコース、時間、あるいは利用者の現在と今後がどのように変化するかというのをいただいております。それから、中森委員のほうから、これまでの委託先と今後、どれぐらいの応札があるかということでもいただいております。

まず、5ページのほうなんですけど、通園バスのルート、所要時間、利用人数でございます。今年度の利用者を平成31年度、新しいルートとして送迎したときの仮定をして、まとめさせていただきました。現在2ルートございまして、表の中の乗車時間を見ていただきますと、47分と68分がございまして、第1バス停からあけぼの学園までの所要時間でございます。新しく平成31年度、今年度の人数で想定しますと3ルートになりまして、乗車時間のほうが36分、27分、30分と短縮した形で運行ができるものと思っております。

続きまして、6ページのほうをお願いします。

債務負担行為の内訳でございますが、平成31年度は2070万円で、平成32年度、平成33年度が各年度2090万円となっておりまして、通園バス3台の運行及び車両管理に関する業務を一括委託というふうに考えてございます。内容としましては、運転業務、燃料代、法定点検、管理事務費、任意保険の加入、消費税等でございます。

続きまして、3番のほうで、運行管理業務委託の応札についてでございます。今年度平成30年度までは通園バスのほうは直営で実施しておりまして、平成31年度から委託というふうに考えてございまして、入札の見込みでございますが、3社程度応札があるというふうに見込んでございます。

参考までにつけさせていただきましたのは、管財課が実施しました自動車運行管理業務等委託でございまして、平成28年度に入札を行っておりますが、このときは8社指名をしまして4社の応札と——うち1社は印漏れで無効がありましたが——4社の応札があったという状況でございます。

以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

○ 山口こども未来部次長兼こども未来課長

こども未来部、山口です。よろしくお願いたします。

続きまして、7ページをごらんください。

こちらは中森委員よりご請求のありました各債務負担行為負担限度額の内訳となっております。

一番上、楠地区の認定こども園設計業務委託費でございます。こちらは、先ほど保育幼稚園課より説明がありました楠地区認定こども園についての整備費のうちの実施設計の予算分となっております。

続きまして、あけぼの学園運行管理業務委託費でございます。こちらも、先ほど説明させていただきましたあけぼの学園の県地区への移転に伴いまして、2台から3台へと増強する通園バス経費となります。

その下、同様に、あけぼの学園の機械警備業務委託ということで、セキュリティー対策用の機械警備を委託するものとなっております。事故覚知時の現地急行及び報告が内容となっております。

1ページめくっていただきまして、8ページ。

こちらは、昨年4月にオープンしました橋北交流会館に設置されておりますガスヒートポンプエアコン保守点検でございます。内訳につきましては、故障発生時の復旧のほか、年1回の定期点検でフロン類の取扱技術者らによる法定点検となります。

続きまして、あけぼの学園自家用電気工作物保安管理業務委託でございます。こちらにつきましても、県地区への移転後のあけぼの学園の電気事業法に基づきます法定点検を行うものでございます。

次以降、最後までですけれども、検便業務委託となっております。

こちらは、それぞれの点検する施設ごとに各課で予算が分かれております。こども未来課のほうでは児童館と橋北・塩浜子育て支援センター。それから、保育幼稚園課のほうでは保育園、こども園。あけぼの学園についてはあけぼの学園本体。それから、こども保健福祉課においては乳幼児食教室の調理実習というときのための点検という形で管理栄養士さんを対象にしたものとなっております。

また、給食担当の保育園、こども園、それから、あけぼの学園については細菌検査の1人当たり280円のほか、ノロウイルス検査も予定しております。

説明は以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

○ **山口こども未来部次長兼こども未来課長**

済みません、追加でもう一ページ、ごめんなさい。10ページをごらんください。

あけぼの学園のほうから、障がい福祉相談受付・計画相談支援事業システム使用料ということで、受給者証認証と、それからモニタリングの実施状況などの請求に応じたデータを連携するためのシステム設計についてが1点。

それから、最後に、子どもと若者の居場所づくり事業ということで、新たに行います登校サポートセンターふれあいと、総合会館での事業についての経費となっております。

説明は以上です。

○ **伊藤嗣也委員長**

ありがとうございました。

以上でよろしいですね、説明は。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

これより質疑に入ります。ご質疑のある委員の方は挙手にてご発言願います。

○ **山口智也委員**

よろしく申し上げます。

まず、楠地区の認定こども園の件で確認をしていきたいと思っておりますけれども、これまで実は二つ前の6月定例会議で、我々としては決めさせていただいた案件だなというふうな、今回見て、改めてちょっとびっくりしたというのが正直なところなんです。なぜ、この前に決めたところをまた、この短期間で変えてくるのかというところで、どういうことやというのが正直な印象です。

それで、実は昨日、楠地区の保護者の方や、また地区のリーダーの方にこれまでの経緯を改めて聞く機会がありまして、私たちが正直ちょっとびっくりしたところがあったんですが。というのは、6月定例会議の話では、この楠地区のこども園の統合については、私もここで確認させてもらったと思うんですけれども地元との合意は順調にいつているんですかということを知ったと思います。そのときに、問題ないということで私も理解をしていたんですけれども、実はそうではなかったということで、非常に地元としても混乱を

しているというのが現実ということがわかりました。

ちょっと経緯を簡単にお伝えさせてもらおうと、もともとは、この話というのは平成32年4月開園を目指して、地元にも説明をしていたという時期があった。それが平成33年4月開園に——この前我々に説明をしてもらった話ですけれども——ずれ込んで、地元としては不信感もあったけれども、地元のため、子供のためという思いで何とかそれをのんだというのが現実、妥協したというところをお聞きしました。私たちにも6月定例会議会で地元合意というのを確認して、認めたという経緯があります。

ところが、今回、また再び、この入札方法の変更ということで、平成33年9月にずれ込んだということで、2回もスケジュールがずれ込んでいることに対して、地元や保護者というのはもう納得いかないというところまで今、思われているというのが現実なんですよね。当然9月開園というのは全市的に見ても聞いたことがないし、普通に考えたら、ほかの園との整合性という部分でもあり得ないし、地元としてもそのように感じていらっしゃいます。

こういったどたばたがある中で、実は地元の保護者、楠の保護者の方というのは、公立は今どうなっておるんやという不信感から、私立に子供たちが流れているという現状もあるということも聞きました。それが、実はそういう背景にあるということで、ちょっと皆さんに、まずお伝えさせていただいたんですけれども。

ちょっとお聞きしていきたいんですけれども、今回、総合評価方式が出てきたということで、当初の予定よりも工事費が変わってきて、総合評価方式の必要性が出てきたということなんですけれども、なぜ総合評価方式というのを当初から見込みが立てられなかったかというところ、根本的なところなんですけれども、そこの説明を納得いくように、ちょっと説明してください。

○ 大西保育幼稚園課長

総合評価方式を採用した理由ということにつきましては、議案聴取会でご請求をいただきましたきょうの資料のほうで明記をしてありますように、工事入札に関しまして、当初、こども園整備に係る撤去、改修、増設の工事を一般競争入札で想定しておりましたが、基本設計を進める中、増設に係る工事費用が相当程度かかってくるということがわかってきたため、過去の実績や技術力などを加味する総合評価方式による入札に変更し、その期間も工程として必要となってきた次第でございます。

ただ、今、山口委員のほうからご発言いただきましたように、この楠地区のこども園化につきましては、地域の方々から検討委員会を設け、我々も議論をしてきた次第でございます。その中で、山口委員のほうからもご発言があったように、平成32年4月の開園を目指すというところで地元の方々のご希望はいただいております中、平成33年4月ということで基本設計の予算を上程させていただく折には、私どもも説明をさせていただいた次第でございます。

以上でございます。

○ 山口智也委員

総合評価方式にしたという理由はその文面を読めば——資料を今、もう一度読んでもらったようなもので——そんなのわかるんですけども、そうしたら、その変更の図面とかはないんですか。どこがどう変わって総合評価方式が必要になったというのが具体的に全くわからないんですけども。

○ 大西保育幼稚園課長

総合評価方式を選択するに当たりましては、総合評価方式による入札の対象基準は建築工事一式、新築、改築、増築に限る場合、予定価格が1億円以上となっていることから、本市の基準に基づき執行してまいるということで採用した次第でございます。

以上でございます。

○ 山口智也委員

でも、そんなのは、当初6月定例会に提案する時点でわかっておって当然の話で、今ごろ何を言うておるのやという話なんです。予算設計を立てる、またスケジュールの甘さというのが当然あるわけで、私、これは大きな行政の事務上の問題やと思っていますよ。

先ほど言ったように、9月の開園というのは地元も当然反対していますし、全市的に見てもあり得ない話だと思っています。であるならば、当初我々に説明していた平成33年4月というラインは、どうしてもこれはできない話なんじゃないでしょうか。

○ 大西保育幼稚園課長

総合評価方式を採用するに当たった理由は、総合評価方式による入札の対象基準につきましては、先ほど申し上げた予定価格が1億円以上というところで、本市の基準に基づきというところがございます。なお、この基準に関しましては、対象工事は工事内容、施工時期、緊急性等の理由により、総合評価方式とすることが不適當な場合を除くとありますが、例えば緊急性といった内容は、災害復旧で直ちに工事に着手しなければならない場合等を想定しておりまして、今回のようなケースにつきましては課題があるものの、対応が可能なケースの総合評価方式の対象外とすることは難しいと判断いたしております。

以上でございます。

○ 山口智也委員

このスケジュール的に平成33年4月開園というのは、総合評価方式が百歩譲って、どうしても絶対条件であるとしても、もうスケジュール的には絶対不可能ということなんですか。わかりやすく。

○ 大西保育幼稚園課長

総合評価方式を採用することによって、平成33年4月の開園は難しいと判断しております。

以上でございます。

○ 山口智也委員

この後まだ質疑は続きますけれども、我々議会に対しても、地元の方たちに対しても申しわけなかったという気持ちはそもそもあるんですか。

○ 大西保育幼稚園課長

山口委員のほうから、総合評価方式の今回の件につきましてご質問いただきまして、総合評価方式による入札に関するところの議論は確かに不足していたところがございます。

以上でございます。

○ 川北こども未来部長

今、山口委員のほうから議会の皆様、あるいは地元の皆様に対して申しわけないという

気持ちはあるのかというようなご質問、あるいはご意見といたしますかをいただきました。当然のことながら、私どもといたしましても、6月定例月議会の時点では平成33年4月という思いでおったわけですがけれども、その中で総合評価方式を採用せざるを得ないということになってまいりました。その件につきましては、私どもの、こども未来部のほうとしてのアンテナが余りにも低過ぎたということを痛切に反省しておるところでございます、以後こういったことがないようにしてまいりたいというふうに思っております。そういったことにつきまして、11月に開催していただきました地元の検討委員会の中でも、おわびをさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○ 山口智也委員

それで、それはそれとして、でも、地元の方たちというのは、子供たちのためにという1点で、本当に納得はいいないけれどもこれ以上おくれないように、それを本当に願っていらっしゃるんですよ。

それで、11月16日ですか、市のほうに、市長に対して地元の方からも要望書が届いていると思いますけれども、あえてちょっときょうは、ご意向もあって要望書をここでは皆さんに資料としては配付していませんけれども、要はいろいろ、例えば平成33年9月開園というのは絶対ないということであれば、平成33年4月開園も無理ということであれば、本当に苦肉の策やけれども、最終的に平成34年4月開園もやむを得ないとおっしゃっていただいているんですね。ご承知のとおりだと思います。そのかわり、地元のやっぱり要望というか、そういうところを要望書に具体的に提示をされているということで、例えば園庭を広げる努力というのをしてほしいと。私も6月定例月議会のときに確認させていただきましたけれども、今回280人ぐらいでしたか、220人でしたか、4園合わせて282人の規模で、この園庭は、基準には達しているかもしれないけれども、やはり全体的に見ると、これはやっぱり本当に大丈夫なのかということを確認させてもらったと思うんですけれども、感覚的に非常に園庭が手狭であると。運動会なんかのときは隣の小学校を使ってやるけれども、日ごろはそうじゃないので、非常に手狭なところで子供たちが過ごすということになると。だから、園庭を広げる努力というのをやってもらいたいというのをまずおっしゃっているわけです。

まず、この点ですけれども、いろんな検討していただいていると思うんですけれども、

今のところ市のほうからは、この条件については余り前向きな返答がないというふうにはお聞きはしておるんですけれども、ここら辺の園庭を広げる努力というのは検討を続けていらっしゃるのでしょうか。

○ 大西保育幼稚園課長

園庭につきましては、6月定例会議会の基本設計予算上程の折に、先ほど山口委員からご発言いただきましたように、委員のほうから園庭のほうは狭くないのかということでご意見をいただいております。

それで、今回の基本設計業務におけるこども園の配置計画図といたしましては、当初の構想案よりも、図面で申し上げますと、楠地区市民センターの東側の駐車場部分の下のところにつきましては、今回新たに園庭を設けるということにしておりますけれども、そちらの園庭の範囲を広げまして、そこは低年齢児用の園庭として位置づけておりますが、その上で低年齢児が安心して利用できるスペースを確保していくこととしております。

以上でございます。

○ 山口智也委員

楠地区市民センターの隣の部分を今おっしゃったのかなと思いますけれども、地元はやはりそれだけではまだまだ手狭なので、今、ちょっと皆さんのお手元に図面がないのは非常に申しわけないんですけれども、それだけではなくて、改めて倉庫が建っている部分を撤去して、そこを広げてほしいとかというのも具体的に伝えていただいていると思います。今すぐこれができないと言うんじゃないでなくて、例えばキュービクルなんかの部分というのは構造上無理かもわかりませんが、まだまだ全くできないということではなくて、検討の余地はあると思いますので、引き続きの検討を重ねていくように、最大限に努力していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○ 大西保育幼稚園課長

園庭につきましては、先ほど山口委員のほうから具体例をもってご発言いただきまして、現在のところは今、お示しさせていただいております基本設計業務におけるこども園配置計画図のところでの案でございますが、ご意見として賜りたいと思っております。

以上でございます。

○ 山口智也委員

次に……。

○ 中森慎二委員

関連。

ちょっと確認したいんですが、基本設計を進める中で増設に伴う工事費用が相当額かかってくることから総合評価方式にする必要があるんだと。総合評価方式は庁内の内規で1億円以上は対象とするんだという話でいいんですね、理由は。だとすると、総合評価方式を導入しなければならないという内規は……。それは総合評価方式になることを算定間違いをしていたわけでしょう、もっと規模が小さくなるんだと。だから、皆さん方の瑕疵じゃないですか。そのツケを子供さんに回して、4月開園できるところを9月になってしまうわけでしょう、総合評価方式を導入するがために。だったら、僕は市役所の内規なら、それから外してもらったらいんじゃないの。

子供たちの4月入所を優先するために総合評価方式を、これについては特例として外してほしいと、庁内で議論したんですか。そんなの、庁内の基準があるから枠どおりにやらざるを得ないという話じゃなくて、このツケが子供たちに回っているわけでしょう、皆さん方の判断ミスが。だとしたら、庁内でそれを整理して、総合評価方式じゃない契約方式、一般的な契約方式に進めて、従来どおりに、開園時期を当初と合わせるとというのが、あなたたちの努力すべき姿じゃないの、それは。どこまで調整したんですか、庁内で。

○ 大西保育幼稚園課長

予定価格の基準としましては1億円以上、そして、例外規定、不適當な場合の規定としましては、工事内容、施工時期、緊急性等の理由によりというところでございます。その例外規定におきましては、やはり先ほど申し上げましたように、災害復旧等の工事で、直ちに工事に着手しなければならない場合等を想定しており、今回のケースにつきましては対象外とすることで考えておる次第でございます。

○ 中森慎二委員

あなたの考えじゃなくて、これは調達契約課のルールなんでしょう、庁内のルール、総

務部。じゃ、総務部とこども未来部は折衝したんですか。こういう読み違いがあったので、開園時期が半年もおくれると。保育園の入所が9月なんていうものはナンセンスですよ、こんなの。それを例外的に進めるということはおかしいから、総合評価方式の契約について一部例外を認めてくれないかという話を頼んだことがあるんですか、こども未来部として。内規と照らし合わせて、自分たちで諦めているだけじゃないの。

○ 大西保育幼稚園課長

今回のケースにつきましては、こども園の開園ということで、保育幼稚園課の状況のほうは申し立てた上で、要は、結果としては対応が可能なケースではないということで、結果として出ております。

以上でございます。

○ 中森慎二委員

違うっていうの。こども未来部の判断じゃなくて、総合評価方式の契約を導入しなくてはならない担当部局と、部局間をまたいで調整をしたんですか。こういうケースは認められないかということは頼んでみたことがあるのか。

○ 大西保育幼稚園課長

担当課と話を、調整をした結果でございます。

以上でございます。

○ 中森慎二委員

部長名で文書でも出してみたんですか。その相手方はどこですか。

○ 大西保育幼稚園課長

総務部調達契約課との話でございます。

○ 中森慎二委員

それは文書を交わしているんですか。

○ 大西保育幼稚園課長

文書までは交わしておりません。

○ 中森慎二委員

じゃ、信用できないじゃないですか。頼んだかどうかわからない。担当間で話しているだけなんでしょう、それ。

これが10億円も15億円もする工事なら僕、そんなこと言わないですよ。1億円何がしちよっと超えるぐらいの話で、契約したら1億円でおさまる話かもわからない。だから、本当にこの工事が総合評価方式を導入しての契約をどうしてもしなくてはならないものなのかどうかという。こども未来部を挙げて所管課と話をすべきじゃないの、部長。担当者と話じゃなくて。

○ 川北こども未来部長

私どものそういったミスといいますか、アンテナが低かったことについては改めておわび申し上げます。

その上で、私どもといたしまして、私どもというか私といたしまして、調達契約課と話をさせていただいた結果、今、課長が申し上げたようなことになったということでございます。

今回の楠地区の認定こども園化に係る工事でございますが、今、中森委員のほうからは1億円ちょっとぐらいなのかなというようなご発言もいただいたところでございますが、私どもの今の段階での目算というのはもうちょっとぐらいかかりそうなことになってまいりまして、ただ、その中でも、いわゆる増築工事がどれぐらいかとか、全体工事と増築工事ということにもよるわけなんですけれども、そういったこともあるわけなんですけれども、その中でもうちょっとぐらい、全体工事としてはかかりそうな感じかなというような思いしております。

その上で、冒頭の話に戻りますが、私どもに対して、課長同士の話の中で、どうしてもこれはということでございましたので、部長間での話をしていないというような状況でございます。

○ 中森慎二委員

なら、文書でも確認していないし、部長自身が頼みに行ったこともない。そういう理解でいいわけね。

○ 川北こども未来部長

先ほど申し上げましたように、課長の話でございましたので、私のほうからは直接総務部長に話をしたという事実はないという状況でございます。

○ 中森慎二委員

こども未来部は、自分たちの瑕疵は置いておいて、開園時期を半年おくらせて子供たちに迷惑をかけていても、もうどうでもいいと。庁内のルールをどうしても守りたいと。そういう判断をしているこども未来部やということやね。

○ 川北こども未来部長

結果としてそういうふうに見えるかも知れませんが、決してそういうことではありません。私どもとしては、少しでも認定こども園の開園を早めたいという思いの中から2学期の開園ということを提案させていただき、種々課題もあろうかとは思いますが、それを一つずつ解決していきながら、少しでも早いこども園の開園というのを目指していきたいというふうに考えておるところでございます。

○ 中森慎二委員

結果が全ての話であって、そういうことになるということは、こども未来部という名前はうたっているけど、そういう内容の仕事をしていないという理解を僕らはしますよ。もし仮に総合評価方式で契約せざるを得ないとしても、じゃ、4月入園できるようスケジュールを検討されたらどうなんですか。どうしてもできないの、それは。どういうふうに検討したんですか、そこは。

○ 大西保育幼稚園課長

今回、総合評価方式の議論が不足していたところございまして、この工程を入れなければならない、その中で、平成33年4月を目指してのところでございますが、工程上、やはり平成33年4月は工程上は難しいというところで、早くて、年度途中でございまして、

平成33年9月の予定となっております。

以上でございます。

○ 中森慎二委員

どこまで検討したのかわからないけど、全てにおいて皆さん方の見込み違いのツケを子供に回すという判断を変えないということの理解をしておきます。わかりました。

○ 伊藤嗣也委員長

他に。

関連で。

○ 山口智也委員

今、中森委員が言われたのはもう当然の話で、結果ですからね。あなた方の判断で子供たちを9月に入園させるんですよ。それで本当にいいんですかというのを考えて、本当に真剣に考えやんと、これ、大きな話ですよ。それで、地元は——先ほどから、繰り返しますけれども——9月の入園なんてあり得ないとおっしゃっているんですよ。それでも、大西課長、何ですか、9月に開園を目指しますって、今。何を言っておるんですか、本当に検討しているんですか。9月でええというふうに地元と話をして、それで納得をもらっているんですか。

○ 大西保育幼稚園課長

当初、平成33年4月ということで目指してきたところでございます、その工程が要はかなわないといったことございまして、本市としましては平成33年9月開園といったところで地元にご提案申し上げたところでございます。ただ、山口委員のご発言にもありましたように、開園時期につきましては、検討委員会の皆様からは新年度の平成34年4月はどうかといったご意見をいただいている次第でございます。ただ、本市といたしましては、今後の過密な工程を考えますと、実施設計は早期に行いたいものの、開園時期に関してはもう少し地元とも話を詰めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○ 山口智也委員

だから、平成33年9月をロックするんじゃなくて、やっぱりそれは地元としっかりまだ詰めて、時期というのは慎重にやっぱり検討していかなあかんと思いますので、その点だけはしっかり頼みますね。

それで、中森委員がおっしゃったように、平成33年4月を探っていくというのはまず第一。まずそれはせなあかんと思います。それができないんだったら、やっぱり地元の方も示していただいているように、平成34年4月というところも一つ入ってくると思いますけれども、その場合は、さっきの話の続きですけれども、地元が示している要望というのはしっかり聞き入れていく必要があると思います。園庭のことだけじゃなくて、これから1園化すると、送迎に車が物すごく行き来するわけですから、子供たちの交通事情も非常に危険になる。

それから、ご承知のように、平成32年でしたか、楠の消防分団が1分団化するというところで、その車庫も周辺に今ありますけれども、そこまでの道が非常に危険であるということも地元から話がいっていると思いますので、そのあたりの対策も完全にしっかりやるということで進めていただければ、この話というのは、もっともっこじれていけば、せつかく地元も何とかまとめようと思っていらっしゃるところをまたこじれると私は思いますので、皆さんの、地元の声をしっかり聞いて進めていくようお願いをしたいと思います。

ちょっと言い忘れましたけれども、楠地区のほう、川の南のほうには子育て支援センターもこれから開園予定ですので、そこもしっかり子供たちや保護者が集えるような子育て支援センターにしてほしいということも地元からも声が出ていると思いますので、もろもろのお声というのをしっかり受けとめて進めていくようお願いしたいなと思います。この件については、委員長、申しわけないですが、分科会長報告にしっかり盛り込んでいただきますようお願いをしたいと思います。

○ 伊藤嗣也委員長

副委員長も関連質問されると思いますけれども、正副委員長が聞いておる話と全く真逆になっておりますので、説明が、理事者側の。ちょっと私も非常に不信感を持っておる次第でございます。

関連。

○ 太田紀子副委員長

関連で。ほぼほぼ山口委員がおっしゃってみえたんですけど、倉庫もたしかそんな簡単に壊すどころ、検討できるようなものじゃなかったですよ、あのとき聞いた内容では、園庭を広げるために。今、使用している部署はこども未来部じゃないところがというふうにも聞いておりますし、管理しているところもというと、簡単にそんな検討しますというお答えをここでされていいものかどうか。

ちょっと正直言って、正副委員長がちょっと聞いている話、内容とかなり違いがあるので、戸惑っているような状態で、今、そういうことをおっしゃられたもので、いいんでしょうか、そういった答弁で。

○ 大西保育幼稚園課長

先ほど、山口委員のほうからいただいたご意見に対しましては承るということでございます。

今回の基本設計の時点における倉庫——副委員長から倉庫とご発言をいただきました建物——につきましては、こども園配置計画図でございまして、車庫厚生棟と称するものでございます。この件に関しましては、それとは別途、現在小学校との境に当たる位置に、小学校と兼用の大きな倉庫がありまして、今回、楠地区認定こども園を増築等するに当たりまして、この倉庫を撤去して、この位置に調理室や保育室を増設する計画となっております。そのため、新たに200人規模の園に必要な外倉庫が必要となってきますものですから、先ほど申し上げた車庫厚生棟——市民文化部が所管する鉄筋コンクリート造の2階建てでございまして——は、しっかりした建物でございまして新たなこども園の倉庫として活用していきたいと考えております。

以上でございます。

○ 太田紀子副委員長

ちょっと正直申し上げて、余りに説明で聞いているあれと違いますよね。何と私も問うていいやら、迷うところでもありますけど、きちんとしたものを指し示していただけませんか。私らは楠地区の市民の皆さんともある程度合意形成が図られていると聞いていたもので、内容的にかなり違った内容が出てきているもので。これはいかななものな

んでしょうか。

○ 大西保育幼稚園課長

先ほどご説明申し上げた図面につきましては、予算常任委員会教育民生分科会資料の4ページに当たる……。

(発言する者あり)

○ 伊藤嗣也委員長

どなたでもよろしいので。ちゃんとしたページ数だけは。わかっている方で結構ですの
で。

○ 片岡こども未来部政策推進監

片岡でございます。

タブレットのほうなんですけれども、03教育委員会、20平成30年11月定例会議会の議案
聴取会というのをタップしていただきますと、02こども未来部、11月22日提出分という
ところでございます。

○ 伊藤嗣也委員長

もう一度お願いします。

○ 片岡こども未来部政策推進監

03教育民生常任委員会、20平成30年11月定例会議会、議案聴取会というのがございま
すので。

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、それで。

○ 大西保育幼稚園課長

そちらの4ページをお開きください。

楠地区こども園整備概要図案でございます。こちらは、去る6月定例会に提出させていただいた資料でございます。

それで、こちらの4ページの左の図のほうが現況図でございます。この左の図面の左上でございます、小学校兼用倉庫。こちらが兼用倉庫ではございますが、こちらは小学校と楠北幼稚園が兼用として倉庫を使っている次第でございます。

次ページの基本設計業務委託における楠こども園配置計画図案をごらんください。

この表の1階、左面でございます。こちらにつきまして、先ほど申し上げた小学校兼用倉庫の部分につきましては、先ほど申し上げましたように、給食室や保育室を増設することから、兼用倉庫は撤去をしておる状況でございます。しかし、その倉庫を撤去することから、新たに当園が200人規模の園になることから、当然それに準じた外倉庫が必要になってくることから、こちらの図面でございます車庫厚生棟、こちら鉄筋コンクリート造の2階建てとした建物でございます。こちらにつきまして、新たなこども園の倉庫として活用していきたいと考えておる次第でございます。

以上でございます。

○ 太田紀子副委員長

そうしたら、いずれにしても倉庫を壊す壊さないという以前の問題として、園庭を広げるという検討の場所には当たらないわけですよね、もう既に。倉庫という意味がどういう意味かちょっと私もわからない部分があるんですけども、もともとある倉庫を言われているのか、それともこの車庫厚生棟を言われているのかにもよりますけど、どちらにしても、もちろんこの車庫厚生棟は壊せない、今現在ある倉庫は給食室だとかそういうのに建てかえられるというんだったら、検討には値しない場所というか、検討できないですよ、もう計画に入っているということを考えると。そういった場合に検討というかをちょっとしますというのは、もう園庭はこれ以上広げられないというふうに正副委員長会議のときもたしか聞いたように思っているもので。逆に私たちが聞いている部分によると、楠地区市民センターの駐車場を狭くするというような表現はされておりましたけれども、その辺もどうなんでしょうか。

○ 大西保育幼稚園課長

図面のほう、5ページの基本設計業務における楠こども園配置計画図案でございますけ

れども、こちらのちょうど右下あたり、少し四角が飛び出ているところが、こちらが先ほど申し上げましたように、主に低年齢児用で使用する園庭で想定しております。こちらにつきまして、その前に基本構想図がございますけれども、駐車場、この図面でいきますと下側の部分に少し活用面積を広げた形で、この基本設計業務として園庭を計画しておる次第でございます。

以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいですか。

○ 太田紀子副委員長

この間の説明のときもそうで、だったら何かを壊して広げるじゃなくって、もうここで検討されました、検討し尽くしましたというお答えのほうが良いのではないかと、ちょっと意見を言わせていただいて。

以上で結構です。

○ 伊藤嗣也委員長

楠地区認定こども園に関して、他に関連で。

○ 山口智也委員

先ほど副委員長のほうから、この図面の左下になりますけれども、車庫厚生棟については鉄筋なもので、もう取り壊せないということで、市としては考えているというような回答がありましたけれども、地元の思いとしては、具体的に対案を出されて、左下の車庫厚生棟を取っ払って、ここも運動場の面積にして、それで、キュービクルなんかはこれ、実際キュービクルなんかはちょっと難しいかもわかりませんが、少し変則な形になるかもわかりませんが、この部分、例えばこの県の地震計というあたりとかも、これは検討の余地があると思うんですよね。この辺を削って、車庫厚生棟のあたりも運動場面積にしていくということ。それから、左上の遊戯室、今回2階につくってもらいますけれども、この遊戯室も市の案では非常に手狭であるということも地元も言っていると思います。これも広げてほしいというご要望があるんですよね。そういったことには、検討をこれから

していくという余地はあるんですか。

○ 大西保育幼稚園課長

確かに、車庫厚生棟を壊して園庭にできないかといったご意見につきましては、山口委員からご発言ありましたように、検討委員会におきましてもご意見としていただいておりますが、市といたしましては、やはり4園1園化となり、相当大きな倉庫が必要となってくる。車庫厚生棟を撤去したとしても、それにかわる近い面積の大きさの倉庫を建てることになってくる。ですから、この鉄筋コンクリート造の建物を生かしてまいりたいということで、現在は考えております。

それで、その隣の県の地震計につきましては、これは当然所管が県とはなってきますけれども、この図面以上に県の地震計が占める割合があるものですから、この移転については担当課との話によって、要は話をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○ 山口智也委員

それでは多分地元も納得しないし、これまでの市の転々としてきたことに対して、それも含めて納得はいただけないのかなと思います。倉庫がほかに要るじゃないかというけれども、地元はそれに対しても対案で、倉庫を例えば図面の左上のあたりの保育室の横に倉庫を増設するという対案も出されているわけですね。ここら辺も具体的に検討されたんですか。

○ 大西保育幼稚園課長

倉庫をこの保育室の隣にといったあたりでのことにつきましては、その前提としては当然2階がそれに伴って遊戯室となってまいるといったところで、現時点におきましては遊戯室の要はスペースにつきましても、今回お示しさせてもらっておる基本設計における計画図の広さが妥当ではないかといったところから、車庫厚生棟を倉庫として利用していきたいと考えております。

以上でございます。

○ 山口智也委員

それでは本当に、地元の思いというのは受けとめていないし、車庫厚生棟は壊さないとか、また、対案で出された遊戯場は広げないとか、ブロックするんじゃないかと、やっぱりもっともっと検討の余地があると思いますので。もし平成34年4月まで延ばすということであるんならば、その分期間は延びるわけですし、今ブロックするんじゃないかと、引き続きちょっと検討するように強く求めたいと思います。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

ちょっと私、一言よろしいですか、伺って。

たしか山口委員のほうから開園の平成33年9月の問題、それから園庭の広さの問題とかいろいろ出ておると思うんですが、地元の合意がなされていないということをお伺いしておるんですが、私、説明で、平成33年9月に開園したとしても、運動場は工事が途中で半分ぐらい使えないというふうに聞いていますが、それは住民の同意は得られておるんですか。平成33年9月に開園したとしても運動場の工事は残ると、かなりのエリアで。これは、その辺は説明を受けておりますが、了解を得ておるという認識でよろしいですか。

○ 大西保育幼稚園課長

その点も踏まえまして、平成33年9月として説明を申し上げておる次第でございますが、先ほど申し上げましたように、開園時期につきましては、委員の方からは新年度の平成33年4月ではどうかといったご意見もいただいております。

○ 伊藤嗣也委員長

他に。

そうしたら少し、大分時間もかかりそうなので、少しだけ休憩とらせてください。50分再開でよろしく願いいたします。

15 : 38 休憩

15 : 50 再開

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、再開いたします。

先ほどから中森委員からの議論で、総合評価方式等についていろいろご質疑がございました。ちょっと資料を配付させていただきましたので、その件について、中森委員、よろしいですか。お願いします。

○ 中森慎二委員

理事者も資料を持っておるのかな。

○ 伊藤嗣也委員長

理事者のほうに、今配付します、済みません。

○ 中森慎二委員

要は課長から説明があった総合評価方式の入札をしなくてはならない基準を調達契約課からちょっともらってきたんですが、おっしゃるとおり、建築一式工事は新築、改築、増築に限る部分は1億円以上ですよと。だから対象になるんですよという説明を受けた資料です。

米印の三つ目に、対象工事は工事内容、施工時期、緊急性等の理由により総合評価方式とすることが不適当な場合を除くということで、これが三つ、課長が申された適用を除く部分の理由の三つなので、これには該当しないということを言われたということなんだけど、緊急性等ということもあるなら、市長が認めたらいいんじゃないの、こんなの。施工時期、いわばその施工時期が開園時期の4月じゃなくて半年間おくれる大きな問題があるから、施工時期の問題から、この楠地区の認定こども園の建築工事については総合評価方式とすることが不適当なんだと。こういう判断をしたらいいんじゃないの。

もしくは、もしこの総合評価方式を導入せざるをどうしても得ないというのなら、示されている工程の中で実施設計期間だとか、契約に伴う期間をもう少し短くして、4月開園に間に合うように努力したらいいんじゃないの。その二つに一つですよ。皆さん方の選択肢は。答えてもらわないと委員会が終わらないよ、これ。重要な問題なので。

○ 川北こども未来部長

今、中森委員からご配付いただいた資料、まさにこれで、これをベースにして我々が調達契約課長と保育幼稚園課長の話をさせていただいていたということでございます。その中で、工事内容、施工時期、緊急性等の理由によりという中では、今回の楠地区の認定こども園の件には当てはまらないということで、こういうご提案をさせていただいたところでございます。

当然、私どもとしても、この分科会の中で冒頭で話をさせていただきましたが、できれば平成33年4月の開園というのは、望んでいるというよりもそれを目指したいところでございます。苦渋の判断の中で平成33年9月、2学期からということ判断させていただいたところでございます。

本日、皆様方のご意見を賜りまして、ちょっと私のほうで、もう一度調達契約を担当する総務部長のほうと話をさせていただきたいと思います。ただ、精いっぱい我々の思いというものを伝えるし、その一方で、ルール、決まりというのは当然あると思いますので、その中でのことになると思いますので、結果のお約束はできないということで申しわけないんですけども、私どもというか、私のほうでというのが正解かもわかりませんが、総務部長のほうと話をさせていただきたいと、かように考えております。

○ 中森慎二委員

それは当然やってもらわなければならないと思いますが、申し上げたように、仮に総合評価方式の入札を避けられないとしたときに――スケジュール予定が6ページに示されているじゃないですか、上段が現状で、下が新しい部分ですが――例えば今回の補正予算が認められて、実施設計に入るまでの期間、あるいは実施設計の期間そのもの、それから、総合評価方式に係る入札の手続期間を含めて、これを縮めて、平成33年4月に開園できるように努力をするということはどうなんですか。

だから、二つあるんですよ。もちろん総合評価方式を外せるかどうかということ。今、部長は努力するという話をされたので。もう一つは、それがだめなときに4月開園に向かってのそれぞれのスケジュールを詰めて、工事期間はなかなか詰めるのは難しいと思うのでほかの手続上を詰めるしかないわけですよ。総合評価方式だけでも半年ぐらいかかるわけですよ、これ、白樫を見ていると。だから、これも含めてほかのところを調整しながら、全体工期を4月開園に向かって調節する努力をするという話をちょっといただきたいです。

○ 川北こども未来部長

この工期につきましても、この補正予算を上程させていただくに当たりまして、かなり詰めたスケジュールでございまして、もう少し短縮できないかというような議論もさせていただいたところではございます。その中で、今、2学期開園ですので半年はないかもわかりませんが、おおむね半年ぐらいのスケジュールの短縮ということについては、正直なところ、難しいところがあるかなという思いではおりますが、改めてもう一度確認はさせていただきたいというふうに思っております。

○ 中森慎二委員

ぜひお願いします。

それで、総合評価方式の導入云々のことですが、これは法律ではないわけじゃないですか、市内のルールと。市民に迷惑をかけること、園児に対する開園おくれということと、市内手続をてんびんにかけて、どちらが大事なのかという判断、行政判断をするべきだということを我々は申し上げているんです。だから、緊急性等の理由によりと書いてあることは、これ以外のものでも市長が認めれば私はいいと思いますよ。だから、四日市市として総合的に、楠のこの契約について総合評価方式をどうしても導入すべきなのかどうかということをもう一度原点に帰って、市内で調整してくださいよ。ぜひよろしくお願いします。

○ 伊藤嗣也委員長

他に。

○ 荒木美幸委員

おおむね他の委員が質疑をしてくださいましたので、1点確認と、それから、意見ということで述べさせていただきたいと思います。

今回、追加資料を請求させていただきました。それは、今、議題にもものっています9月開園についての課題の整理ということでお願いをして、今、示していただきました。実は、この資料を請求した時点では、私は楠地区の方からさまざまな状況を伺っておりませんでした。しかし、なぜこれを請求したかといいますと、多少、保育、教育に携わった者とし

て、9月の開園ということにとっても違和感を持ちました。よって、請求をさせていただきました。

保育園、幼稚園というのは1年間のストーリーがあります。子供たちが入園してから、それから、なれてきたころに親子遠足であったり保育参観であったり。夏を超えて、ようやくメインイベントの運動会があり、文化祭があり、遊戯会があり、卒業していくという、そういうストーリーがあるわけですね。それを9月という時点でぷつと切ってしまうということは、もちろんさまざまな手を打っていただいたにせよ、やはり子供たちの負う負担というのはあるのではないかなと感じています。

そこで、ずっとお話を聞いていますと、スケジュールが延び延びになっていく中で、やむを得ずこの9月という選択になったのかなと思います。こども未来部として教育、保育の視点から考えたときに、この9月開園ということはどう考えるかをちょっとそれだけお聞きをしたいと思います。本当にこの9月開園が望ましいのか、あるいは、できれば、これは苦肉の策であるけれども、本来はやはり4月開園ということが望ましいと考えているのか。それが平成33年になるのか、平成34年になるのかはちょっとおいておきまして、開園という、そのタイミングの視点でどう考えているか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○ 大西保育幼稚園課長

全体としましては、地元の検討委員会の方々、皆様のほうから平成33年4月の早期開園を望むといったところから、大変申しわけなく、市としてそのご要望に応えられないといったところでございまして、平成33年9月、要は新しいこども園を整備した暁には、時期を置かず、新しい園舎において就学前教育、保育を実施したいといった旨から、平成33年9月ということでご提案をさせていただいておる次第でございます。

しかし、たびたび申し上げますように、といいながらもこのような案をご提案させていただいたものの、委員の方々からは新年度の平成34年4月はどうかといったご意見もいただいておりますので、この開園時期に関しましては、もう少し地元の方々とも話し合いにより調整してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○ 荒木美幸委員

その点、よろしく申し上げます。

これは意見になりますが、私も昨年、教育民生常任委員会におりましたので、この楠の件については、先ほど藤田委員もおっしゃったように、非常に地元とよい調整ができているということをお聞きしておりました。そもそも今、四日市では、こども園もそうですし、また幼稚園の統廃合などで、地域でさまざまなやっぱり協議をする中で、楠地区としては恐らくですが、北と南がありますので、北で一つ、南で一つというお考えもあったのかもしれない。そこを、将来を見据えて一つにという案を出してくださったわけですので、その辺のことについて、やはりきちっと誠意を持った対応をしていかなければならないのではないかと。そこはしっかり行政としても、行政のお仕事に協力をしていただいているという視点から、しっかり感謝の思いを持って対応していかなければいけない。そう考えると、今回のさまざまな行き違いについてはきちっと交通整理をもう一度してから出発をしなければ、やはり禍根を残すことになるのではないかなと思いますので、そのところしっかりとお願いをしておきたいと思います。これは意見でございます。

○ 藤田真信委員

もう大きいポイントに関しては委員の皆さんからもありましたので、もう言いませんが、もしも本当にだめで、こうやって課題を出してもらっていますけれども、課題を整理していく中で、もちろん園児も大事、いろんなご要望も大事なんですけれども、この認定こども園の議論の中で、地元の方との協議の中で、職員の方の加配であるとか残留、そういったご意見もあったと思うんですよ。例えば4月じゃなくて9月で、途中開園というような形になってくると、その辺の職員の配置とか、もっと言うと加配とか、そういうのも含めて、またしっかりと精査してもらわないかんことになるわけですから、そこも忘れやんといてください。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますか。よろしいですか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

他にご質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。討論のある方は挙手にてご発言願います。

○ 山口智也委員

賛成の立場で討論させていただきます。

今回のこの件については非常に遺憾ではありますけれども、ここで反対をして、さらにこの事業が先延ばしになるということは、地元の方も当然望んでいないし、早く進めていただきたいという思いでやっぱり進めていかないかんということだと思っているので、今回賛成はさせていただきますけれども、先ほどから何度も言っていますけれども、市の対応は明らかに瑕疵があったと言わざるを得ないと思います。そういった中でも、地元の方の声を今まだ十分に吸い上げているのかと考えたら、まだそこは不十分であるとしか言いようがないと思います。先ほど来、答弁されていますけれども、何かもう、例えばもう何月でスタートするんやとか、これはできないとか、あれはできないとかということで、プランを固定するのではなくて、まだ期間はあるわけですから、何ができるのか、どこまでできるのかということをしっかり地元の方の要望を取り入れていくということをぜひお約束していただきたいと思います。この点、分科会長報告にしっかり盛り込んでいただくということなので、そういった条件のもとで今回賛成をさせていただきますと思います。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

山口委員に申し上げますが、基本的に反対討論があつて、賛成討論がありますので、ご意見として承るということでご理解ください。済みません。よろしく願います。

他にございますでしょうか。

なしでよろしいですか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、別段討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思

いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なお、全体会へ送るか否かは採決の後にお諮りいたしますので、よろしく願いいたします。

別段反対表明もないため、簡易採決により行います。

議案第46号平成30年度四日市市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第2項児童福祉費（関係部分）、第2条債務負担行為の補正（関係部分）につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

最後に、全体会へ審査を送るべき事項について、委員の皆様方からのご提案がございましたらご発言を願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、全体会へ送らないことといたします。

[以上の経過により、議案第46号 平成30年度四日市市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第2項児童福祉費（関係部分）、第2条債務負担行為の補正（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 伊藤嗣也委員長

以上で終わります。

ここで、理事者の入れかえを行いたいと思います。

それで委員の皆様、教育委員会の図書館の分だけ少しきょうやらせていただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

そうしたら、こども未来部さん、ちょっとそういうことで、教育委員会さんのちょっと留保しておる部分をやらせてもらいますので、済みません。

○ 中森慎二委員

協議会があるので、その前にやったらよろしいんじゃないですか。

(発言する者あり)

○ 荒木美幸委員

議案がありますよね、まだこども未来部の一般議案が。

○ 中森慎二委員

こども未来部の一般議案を。

○ 伊藤嗣也委員長

そうしたら、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

そうしたら、済みません、理事者入れかえ、よろしく申し上げます。ありがとうございます。

議案第63号 四日市市病児保育室設置条例の廃止について

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、続きまして、議案第63号四日市市病児保育室設置条例の廃止について審査を行います。

本件につきましては、議案聴取会において追加資料の請求はありませんでしたので、質疑により行います。

ご質疑のある委員の方は、挙手にてご発言願います。

議案第63号でございます。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なしという声をいただいておりますが、よろしいでしょうか。それでは、別段ご質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。討論のある方は挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

討論もないようですので、これより採決を行います。

反対表明もないため、簡易採決により行います。

議案第63号四日市市病児保育室設置条例の廃止については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第63号 四日市市病児保育室設置条例の廃止について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 伊藤嗣也委員長

続きまして、議案第64号四日市市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について審査を行います。

議案第64号 四日市市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○ 伊藤嗣也委員長

本件につきましては、議案聴取会において追加資料の請求がありましたので、追加資料の説明をお願いします。

○ 今井あけぼの学園長

あけぼの学園、今井でございます。どうぞよろしく申し上げます。

資料のほうなんです、タブレットの03教育民生常任委員会、20平成30年11月定例会議、07こども未来部、一般議案追加資料の14ページをお願いしたいと思います。

居宅訪問型児童発達支援事業についてということで、重度の障害とはどういった状態なのか、あるいは利用者の推計と人員体制がわかる資料ということで、山口委員のほうから資料を請求いただきました。

まず、一つ目の重度の障害の状態となる対象者でございますが、ことしの3月6日付の厚生労働省の通知において、下に、四角書きにありますように、例示が示されてございます。

一つは、重度の障害の状態であって外出が困難と考えられる事例。こちらのほうは重度の、例えば身体障害者の1級、2級相当の障害がございまして、重度の精神障害の状態にあり自発的な外出ができない場合、あるいは強度行動障害の状態にあり、他人を傷つけるような、集団生活が著しく困難な場合ということ。

それから、人口呼吸器等を装着している状態で、その他、日常生活を営むために医療を要する状態で外出が困難という事例。

それから、最後に、重い疾病のために感染症にかかるおそれがある状態であって外出が困難と考える事例ということでございまして、このような三つの事例が示されております。

ただ、これは事例でございまして、こういったものを参考として、個々の子供さんの状

態に応じて判断をするということになってございまして、お子さんの状態によって判断させていただくということでございます。

対象者の推計でございますが、4名程度と見込んでおりまして、就学児、こちらのほうは北勢きさら学園が訪問教育をしている子供さんが2人みえるということで、未就学児も同程度みえるだろうということから、4名程度というふうに見込んでおります。

それから、職員の体制でございますが、週1回程度、専門職——主に理学療法士等でございますが——を含めて職員2名体制でご自宅を訪問して支援を行うということで考えてございます。

以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

これより質疑に入ります。ご質疑のある委員の方は挙手にて発言願います。

○ 山口智也委員

資料ありがとうございました。

対象者の推計が、対象見込みで4名程度ということで、本当にそうなんかなど。本当にきちんと調べて、この4名という数字を出してきたんかなどというのは甚だ疑問なんですけれども、例えば市立四日市病院のNICUに何人お子さんがおられて、1年も退院できずに市立四日市病院のほうにおられるお子さんが何人おられるかとかという、そういった調査はされていますでしょうか。

○ 今井あけぼの学園長

申しわけございません。調査してございません。

○ 山口智也委員

当然、やっぱりそういったお子さんたちが将来的にこの事業を受けるということも可能性が高いわけですし、その調査をしっかりとやるということが、まず必要だと思います。

それから、市立四日市病院だけじゃなくて、潜在的にこういったお子さんがどれだけ市

内にいるのかという調査もきちんとやるべきだと思うんですね。そこら辺、今後の調査をしていくご予定とかというのはあるんでしょうか。

○ 今井あけぼの学園長

今のところございませんでしたが、今、委員がおっしゃっていただきましたように、市立四日市病院で長期入院されてみえる方とか、ご事情があるということですので、どうやって調査ができるかはありますが、研究していきたいと思います。

○ 山口智也委員

今回、事業を立ち上げてもらったというのは大きな一歩だと思いますけれども、市内のこういった医療的ケアの必要なお子さんをどこが中心的に受けていくんやということを考えると、やっぱりこの新しくなるあけぼの学園だと思うんですよ。だから、その意識をしっかりとって、潜在的にどれだけお子さんがいて、市立四日市病院に今現在NICUにどれだけいるというような、そういった調査というのは当然必要なことなので、これは早急にやっていただきたいと思います。

それから、これに係る職員体制が、理学療法士を含めて職員がもう一人ついて2人でいくということで書かれていますけれども、果たしてそれで大丈夫なのかという疑問もあるんです。現在、あけぼの学園に保健師は配置をされておられません。こういった医療的に専門的な知識を持っている保健師を配置していくというのは当然必要。なぜかというと、市立四日市病院のNICUですとか、また、総合会館の母子保健等々にそういった母子保健には当然保健師はおりますけれども、そういったところとこれから連携をとっていかないかんということを考えると、当然あけぼの学園にも保健師の配置というのも必須だと思いますので、もう始まってしまいますけれども、これ、ちょっと具体的に検討していただきたいと思っているんですけれども、お考えをお聞きしたいと思います。

○ 今井あけぼの学園長

今回、この新しく居宅訪問型の児童発達支援ということで、重度の子供さんのご自宅に訪問させていただくということがございまして、今、委員おっしゃっていただいた保健師の配置についてでございますが、2年前から配置がなくなっている状況でございまして、これについても検討を進めていきたいと思っております。

○ 山口智也委員

ぜひお願いします。

最後に、あけぼの学園の通園と、今回のこの居宅訪問型のサービス、これを併用して利用できるのかどうかというところを教えてくださいたいと思います。

○ 今井あけぼの学園長

併用につきましては、例えば重度の子供さんで、通園とか、あるいは学校に行けないとかという子供さんが対象ということがまずございますので、ご自宅へ訪問させていただくと。お体の状態というのは変化していくと思いますので、ご自宅にみえて通園できない状態から、通園できるようにだんだんなってくるということがあると思います。そのときには切りかえということで、並行といいますか、移行の期間というのは状況によってある可能性があるかなというふうには思います。

○ 山口智也委員

そこら辺をできる体制にしっかりしておいていただきたいと思います。保護者もそういったニーズをお持ちだということをご承知かと思いますが、そこら辺、体制をしっかり整備していただくようお願いしたいと思います。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

他にご質疑のある委員の方おられますか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なしというお声をいただきました。他にご質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。討論のある方は挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なしというお言葉をいただきまして、討論もないようでございます。これより採決を行います。

反対表明もないため、簡易採決により行います。

議案第64号四日市市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決するものと決しました。

[以上の経過により、議案第64号 四日市市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 伊藤嗣也委員長

続きまして、議案第65号四日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について審査を行います。

議案第65号 四日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○ 伊藤嗣也委員長

本件につきましては、議案聴取会において追加資料の請求がありましたので、追加資料の説明をお願いします。

○ 大西保育幼稚園課長

保育幼稚園課の大西です。よろしくお願いいたします。

それでは、資料、次ページ、15ページをお開きください。

山口委員からご請求いただきました家庭的保育事業等の施設一覧でございます。施設の一覧といたしまして、小規模保育事業11施設、事業所内保育事業3施設でございます。参考といたしまして、現在、連携施設がある施設につきましては、資料右端でございますけれども、丸印の施設であって、現在8施設でございます。

以上でございます。

○ **伊藤嗣也委員長**

ありがとうございました。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

これより質疑に入ります。ご質疑のある委員の方は挙手にてご発言願います。

○ **山口智也委員**

資料ありがとうございました。

まず、教えていただきたいと思うんですが、この追加資料で、連携施設に丸印がついているのが、今8施設ということなんですけれども、現時点では、この連携先というのは幼稚園、保育園、認定こども園と今、連携しているという理解でよろしいでしょうか。

○ **大西保育幼稚園課長**

私立、公立を含めまして保育園、幼稚園。こども園で結んでいるところはございません。

以上でございます。

○ **山口智也委員**

今後についてなんですけれども、今回この改正がされることによって、代替保育の提供元の選択肢がふえるということだと思っておりますけれども、まだ連携施設を持っていない、この表の丸がついていない6事業所については連携をしっかりとっていくように、市として働きかけをしっかりとっていくというこの理解でよかったですでしょうか。

○ **大西保育幼稚園課長**

この連携施設の確保に関しましては、やはり代替保育の部分が提携先の相手側の既設の認可園にとって負担が大きいとも聞いておりました。ですので、このことから、今回の改正により、その代替保育が地域型保育事業施設同士で補いながら実施できるという選択肢がふえたことにもよりまして、連携施設の提供が行いやすくなると考えておりまして、その点も踏まえて本市としては働きかけていきたいと申しております。

それと、済みません。先ほどちょっと答弁申し上げた連携施設でございますけれども、私、公立もと言いましたけれども、失礼しました。私立の保育園並びに幼稚園でございます。訂正させていただきます。どうも済みませんでした。

○ 山口智也委員

わかりました。今回のこの条例の改正を受けて、より安定的な保育環境の整備というのを市のほうでしっかり働きかけをしていただきたいと思いますので、よろしく願います。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

他にご質疑のある委員の方おられますか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

他にご質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。討論のある方は挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

別段討論もないようですので、これより採決を行います。

反対表明もないため、簡易採決により行います。

議案第65号四日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部

改正については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第65号 四日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 伊藤嗣也委員長

続きまして、議案第89号四日市市母子・父子福祉センターの指定管理者の指定について審査を行います。

議案第89号 四日市市母子・父子福祉センターの指定管理者の指定について

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、資料の説明をお願いします。

○ 棚橋こども保健福祉課長

棚橋でございます。

議案第89号の四日市市母子・父子福祉センターの指定管理者の指定についてでございます。

資料請求はございませんでしたが、選定の資料としまして、選定の概要と選定委員会の指定管理者候補者適格審査報告書を資料とさせていただきました。

タブレットの16ページをごらんください。

概要について記載させていただいております。募集及び選定の経過としまして、6月に説明会を開きまして、10月26日に応募者ヒアリング、11月7日に選定委員会による総合審査ということで行われました。指定管理者の応募者は社会福祉法人四日市市社会福祉協議

会でございます。選定結果としましては、提案内容に対する評価点が63.3点、提案価格は5カ年で4101万1000円でございます。

10ページ、タブレット17ページからが選定委員会の報告書になります。選定委員会による選定に当たりましては、団体の特徴や強みを生かして運営していけるか、利用者の満足度や意見を把握して事業に反映していけるかなどといった点を重視して審査していただき、四日市市社会福祉協議会が指定管理者として適当であると報告をいただいたものです。

また、タブレット、23ページでございますけれども、そこに指定管理者候補者適格審査票をつけさせていただきました。7人の委員さんの総得点、点数の集計結果でございます。

説明は以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

これより質疑に入ります。ご質疑のある委員の方は挙手にてご発言願います。

○ 中森慎二委員

5ページの資料で、選定結果の概要で、提案内容・評価点が総得点100点のうち63.3点と。これは特定になっているわけですね。特定でお願いしたいという部分であるにもかかわらず、この63.3点というのは、これは行政として満足できる得点なんですか。単純にちょっとお聞きをしたいので。

○ 棚橋こども保健福祉課長

審査基準としましては60点が基準となっておりますので、それを上回っているというところでございます。

以上です。

○ 中森慎二委員

それはわかるけど、70点満点で63.3点なら何も言うつもりはないけど、100点満点の総得点で、特定でお願いしているんだよ。競争の結果63.3点が一番上だったというなら、それは何も言わないんだけど、特定でお願いしていて、この63.3点というのはどう評価した

らいいのか、ちょっと僕よくわからないんだけど。もちろん60点以上あればいいんだと言われればそれで終わってしまうんだけど。特定でお願いするなら、もっと高い点をとってもらわなきゃいかんのかなと僕は思うんだけど、単純に。そういう考え方というのは行政にないのかな。合格点を超えているから問題ないという話になるのかな。

○ 棚橋こども保健福祉課長

点数については高いにこしたことはないんですが、審査の結果63.3点だったということでございますので、これにつきましては、またこの四日市市社会福祉協議会が指定管理者としてお認めいただけるのであれば、毎年のチェック等もございますので、そういったところで審査を厳しくして対応していきたいというふうに考えております。

○ 中森慎二委員

もちろんそれはやってもらわないかんけど、この評価の得点の中で何が足りないのか、もう少し上積みさせないかんところは何なのかというのはあるはずですよ。だから、我々はそのまでは見ていないけれども、特定というのは安きに流れる可能性がやっぱりあるんですよ、ほかに行かないんだから。だから、その努力を、皆さん方が特定するんだから、ゆえに厳しくチェックをしないとイケないし、指導していかないかんと思うんですよ。だから、馴れ合いみたいだったら全然だめな話で、そのためには、この総合得点というのを上げていく努力をどう指導していくかというのは皆さん方にかかっている話で、そういう意味で私は申し上げているので、理解いただけますかね、その辺。

○ 川北こども未来部長

今、中森委員のほうからおっしゃっていただいたこと、すごくもったいなことだと思います。特定である以上というか、指定管理する以上は特定であろうとということであるかもわかりませんが、例えば、今回の審査結果の中でも、これはタブレットのページで言いますと20ページになろうかと思いますが報告書では9ページになりますが、一番下の行で、一方で、時代が求めるニーズも考慮し、より俯瞰的な視点から既存の支援メニューを再検討しとかというようなご意見もいただいております。選定委員会の中でもそういった意見をいただいておりますということは我々も十分踏まえながら、先ほど課長が申し上げたように、月々のモニタリングであったりということについてしっかりと励んでま

いりたいと、かように考えておるところでございます。

○ 中森慎二委員

ぜひよろしく申し上げます。

最後にしますが、特定の指定管理者に対する指導というものは、一般の競争入札における指定管理者以上にやっぱり厳しい目で当たってもらわないと私はいけないと思っているので、ぜひその姿勢だけはよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

他にご質疑ございますか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

他にご質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移りますが、討論のある方は挙手にてご発言願ひます。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

別段討論もないようですので、これより採決を行います。

反対表明もないため、簡易採決により行ひます。

議案第89号四日市市母子・父子福祉センターの指定管理者の指定については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

〔以上の経過により、議案第89号 四日市市母子・父子福祉センターの指定管理者の指定について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

○ 伊藤嗣也委員長

これで、こども未来部所管の議案審査は全て終了いたしました。皆様、ご苦労さまでございました。あすは健康福祉部から入ります。よろしくお願いいたします。

本日は終了いたします。ありがとうございました。

16：27閉議